

(参考資料1)

中間取りまとめに寄せられた意見

食品の表示制度に関する懇談会中間取りまとめについての意見

<8月20日～9月19日消印有効分まで：厚労省到着分74件、農水省到着分53件 計127件>

番号	意見の提出者	意見
1	千葉県印旛 郡印旛村 男 34 サービス	<p>基本的に食品表示の問題は、表示自体の信憑性が失われた事にある。 そこで、食品表示の信憑性を再確立する為に、以下の方策が必要と考えられる。</p> <p>食品表示管轄官庁の一本化。 食品表示に関わる官庁が幾つも存在し、互いに関連性のない基準を勝手に作っている事が混乱の最大の要因である。 まずこれが行なわれない限り、食品表示の混乱はなくならず、食品表示への不信も払拭されない。 下らないお役所の縄張り争いは、政府のオーナーである国民にとって何の利益にもならないどころか、多大なる損害を受けている事を肝に命ずべし。 当然、管轄官庁の一本化に伴って、食品表示の矛盾の是正や、体系化がなされなくてはならない。</p> <p>食品表示の使用状態監視。 食品表示には、法に定められた表示と、それ以外の表示とに大別されるが、法に定められた食品表示については、管轄官庁が責任を持たなくてはならない。 もし、管轄官庁が法に定められた食品表示の違反を発見した場合、対象となる企業や組織の、違反に関連する事業を即時停止できる権限を与え、各種メディアを使った違反企業の即時公表を義務付ける。 監督官庁の活動は、官庁の活動状況を全面公開する目的の第三者機関によって、全ての活動が市民に公開される。 管轄官庁が適切に機能し、その情報が公開されて個々の市民が確認出来るようになっていれば、食品表示に対する不信は払拭されると思われる。 情報公開に第三者機関を使うのは、現在の官公庁に対する不信感が強いからである。 官公庁が信頼に値すれば、わざわざ第三者機関を設置する必要もないのである。</p> <p>紛らわしい食品表示の廃止。 管轄官庁が食品表示の信憑性を保障出来ない様な、紛らわしい表示は全廃するべきである。 法的に表示が義務付けられているかいなかが、大まかな目安になるであろう。 本当に必要な食品表示なら、法的根拠を与えて法律に則って運用されるべきである。</p>

1	<p>目立ちやすく。 商品の裏に細かく書いてある様な食品表示は分かり辛いし、不親切である。 食品表示は消費者に対する行政サービスの一環なのだから、分かりやすい食品表示はどうあるべきかという視点に立った、表示のデザインの見直しなども検討してはいかがか？</p> <p>とにかくシンプルで分かりやすい食品表示にする事と、管轄官庁が食品表示の信憑性の維持について全責任を負い、その過程が全て公開されている事。 食品表示の信憑性を再確立するにはこれしかないと私は思います。</p>
2 千葉県茂原市 男 52 公務員	<p>水産加工品と鮮魚の定義が食品衛生法とJAS法では異なるため、非常に混乱が起きている。・ この整合性を確立することが不可欠と考える。</p>
3 全日本菓子協会 東京都港区	<p>5頁下3行目から6頁上2行に関して、製造年月日の表示については、必要ないと結論の下、既に平成7年、厚生・農林水産両省からその旨の通達が出されており、改めて議論すべき問題ではないことから、削除していただきたい、お願いいたします。</p> <p>【理由】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 製造年月日の表示を不要としたことにより、食品の品質に関して特に不都合や問題は生じていない。 2 製造年月日の表示を不要として以降、製造加工技術は一層進歩し、定温流通も一般化してきており、製造年月日を品質劣化の目安とすることがますます薄弱になってきている。 3 国際規格では期限表示であり、製造年月日の問題を取り上げることは、国際的な基準との整合性に逆行することになる。 4 製造年月日の表示は、消費者の鮮度志向を一層煽ることになり、製造者に深夜製造、多頻度少量配送等多大な負担を強いるばかりでなく、返品・廃棄量が増加し、社会・経済的にも大きなロスをもたらすことになる。
4 東京都大田区 男 会社員	(別紙1)

5 株おいしさクリエイト研究所 京都市上京区 海外で水産物を中心食品加工・管理技術の普及	原産地表示について、例えばベトナム産とした場合、ベトナム産のごく一部に衛生上何か不都合があった場合、全てのベトナム産が規制等の対象となるのは合理的とは考えられません。少なくとも、国産品のように県単位、生産組織単位で原産地表示ができるように希望します。
6 全国飴菓子工業協同組合 東京都府中市	<p>その他(4)項目で5ページ目下3行目から6ページ上2行目に関して 製造年月日の表示については、必要がないとの結論で、平成7年に厚生省と農林水産省から、その旨の通達が出されています。 改めて論議をすべき問題ではないことから、削除を御願い致します。</p> <p>(理由) ・製造年月日の表示を不要にしたことにより、食品の品質に関して、特に不都合や問題は生じていません。 ・製造年月日の表示を不要とした以降、製造加工技術の進歩と定温流通の一般化で、製造年月日を品質劣化の目安とする事が薄弱になっています。 ・国際規格では期限表示であり、製造年月日の問題を取り上げることは、国際的な基準との整合性に欠けることとなります。 ・製造年月日の表示は、消費者の鮮度志向を一層煽ることになり、製造者の労働負荷の増大、少量多頻度配送による物流費の負担増を強いるばかりか、返品廃棄量が増加して社会経済的にも大きな損失となります。</p>
7 全国和菓子協会 東京都渋谷区	<ol style="list-style-type: none"> 1.期限表示が義務化されてから既に相当の日数が経過しており、期限表示の認知度は高まっている。又、製造年月日の表示を不要としたことにより、食品の品質に関して特に不都合や問題は生じていない。 2.国際規格では期限表示であり、製造年月日の問題を取り上げることは、国際的な基準との整合性に逆行することになる。 3.製造年月日の表示は、消費者の鮮度志向を一層煽ることになり、社会・経済的にも大きなロスをもたらすことになる。

8 山梨県巨摩 郡竜王町 男 43 会社員	<p>1. 表示制度の目的</p> <p>3点が挙げられていますが、このうち本当に大事なのは【衛生上の事故・危害の防止】、具体的には【アレルギー物質の表示】です。重篤な場合には死に至るアレルギー事故を防止するには原因物質を摂取しないことが唯一の対策ですが、さまざまな形で提供される食品の中にアレルギー物質が含まれるか否かが外見ではわからないからです。例:厚労省も存在を認めておられる【そば入りこしょう】やそれを使った料理</p> <p>2. 表示項目</p> <p>【うそをつかないこと】と【正確で誤認を生じさせないための用語の基準】だけ決めておけば衛生上の事故・危害の防止に直接関係しない、すなわち個人の趣味嗜好や信心の要求による原材料(アレルギー物質以外)、添加物、産地、遺伝子組換えなどの項目は任意表示でかまわないと思います。食品衛生法の製造基準、添加物の使用基準など既存のルールを守って調理・製造していれば表示とは関係なくまっとうな料理・食品ができるはずだからです。</p> <p>多大なエネルギーを使い、微に入り細を穿った表示制度を作つてもうそつき表示やその被害を予防することはできません。不実の記載があれば食品以外の商品同様、詐欺罪あるいは傷害(致死)罪などで取り締まるだけ、消費者が本当に必要と考えている情報があるとすれば、それを提供しないものは淘汰されていくだけ、のことです。</p> <p>3. 表示制度の問題点</p> <p>食品衛生法の適用範囲は医薬品以外の【すべての飲食物】のはずですが、現行の表示制度の対象は包装・容器のある加工食品に偏っており、表示面積による例外規定まであります。事故・危害の防止のためにはアレルギー物質の表示に例外があつてはなりません。食品素材段階での【そば粉】や店舗、給食、宿泊施設などで提供される食品・料理を含む【すべての飲食物】でアレルギー物質の表示・情報提供がされるよう現行制度の完成度を高めてください。</p> <p>4. 使用制限・免許制度</p> <p>本題からは外れますぐ、最も深刻な【そば】によるアレルギー事故・危害の防止のために、そば粉・そば殻によるこしょうの偽和・增量の禁止をはじめ、すべての飲食物に対する【そば】の非明示的な使用の禁止、そして【そば】を取り扱う業務に【食物アレルギー】【コンタミネーション防止】などの知識習得を必須とする免許制度を導入することを提案いたします。</p>
-----------------------------	---

9	仙台市若林区 男 30 食品流通	物流段階でのラベルのサイズや文字の大きさがまちまちであり解り図らい、法案などで全国統一のサイズ、とくに高齢者でも解りやすくしてもらいたい。
10	山崎製パン株式会社食品安全衛生管理本部	(別紙2)
11	男 36	<p>「義務表示項目」についてですがあくまで見やすく理解しやすい表示を考えると義務表示項目は現状維持が好ましいと考えます。現状以上の表示は一部マニア向け表示になりかねなく表示の本質を損なうと思います。</p> <p>「品質表示基準」についてですが一括表示において現状、横断的な表示基準と個別品目特有の表示項目があると思いますが、なるべく特例を減らし、横断的に表示できることが消費者、事業者双方にわかりやすく、見やすい表示になると考えます。例えば個別品目とそうでない品目を詰め合わせて一括表示を行うと、と考えると何かわかりにくいやうに思います。</p> <p>「是正措置」についてですが、一連の食品不祥事をみても事の軽重にかかわらず、対象となった事業者がことごとく死活問題に向っているように見うけられます。過大な制裁を負わぬ配慮は必要と考えますし「指示及び公表の指針」を支持します。但し、線引きが若干あいまいな気がします。</p> <p>「組織・法律の見直し」ですが、我々国民が期待しているのは、わかりやすさであり、やはり組織法律ともに一元化が必要で、双方一元化により行政の肥大化どころかむしろスリム化がはかれるはずと考えます。専門的知識を有する行政組織がそれぞれ担当するのも、合わせて担当するのも対立するわけではないので本質的には一元化に問題は無いと考えます。</p>

12	大阪市西区 男 49 会社員	牛乳の品質保持期限について意見を申し上げます。 現在殆どの牛乳は品質保持期限のみが表示されていますが、製造日も表示すべきであると思います。消費者が牛乳に求めるものの一つに新鮮さがあります。新鮮さを求める消費者には、判断材料が有りません。トレーサビリティーが整備され、買った後で搾乳日や製造日を知ることが出来るようになるかもしれません。買う時点で新鮮さを知る情報を提供すべきだと思います。ESL技術の進歩によって微生物的には安全ですが、自分が飲むときは勿論、子供にはより新鮮な牛乳を飲ませたいと言う要望は強いはずです。よって法律として製造日を入れることを要望します。
13	埼玉県寄居町 男	本懇談会は制度を論議するはずのものであるのに、製造日表示という個別事項が中間取りまとめに取り上げられている。製造年月日表示の復活が行われることになると、一段と鮮度競争が過激になり、意味の無い日付競争、深夜労働の増加等、消費者に何の利益を与えずにメーカーのみが対応に困難を伴うこととなる。さらに「期限表示」は国際ルールであり、直ちに廃止することはできないことから、製造日表示の復活は、即ち製造日、期限日の併記につながり、メーカーに過大な設備投資、管理コストを負担させるものである。製造日表示の問題は期限表示に移行したときに論議を尽くしており、再び議論する必要は無い。
14	(個人)	製造年月日表示の復活に反対します 私は牛乳乳製品製造に関わる労働者の一人として製造年月日表示の復活に反対します。以前の鮮度競争の際の午前0時からの充填作業、片っ端からの検査結果が出そろう前に出荷する、未検出荷の横行が復活する可能性が大きいからです。これは我々 製造する側だけでなく、消費者にとっても決してメリットがあるものとはとても思えません。少しでも新しいものを安くという消費者の要求に答えることが我々の義務だとは思いますが、引き換えに安全性を犠牲にするようなまねは決してしてはならないと考えます。公正、公平で安全性を確保できる環境を整えるために、製造年月日表示の復活には強く反対いたします。
15	日本豆腐協会 東京都千代田区	(別紙3)

16 山口県 女	<p>まず、この報告書を読んで、わかりやすくこれから問題点や取組が書かれてあると思った。と同時に、食品に対する牛肉偽装問題や不認可の添加物使用など企業の不正の前では”机上の空論”的にさえ思う。消費者の中で食品衛生法、JAS法、景表法などについて詳しく知っている人が何人いるだろうか。私たち消費者は食品を購入する際、原産地、価格、品質表示などを基準として選んでいる、しかし、その基準が企業による不正な表示のためまったく機能しなくなっている、消費生活は消費者と生産者(個人・企業)の信頼関係の上に成り立っている、しかし最近ではその信頼を裏切るような事件が次々に起きている。社会的にも知名度があり、信頼されている会社の牛肉偽装事件が発覚した。会社側の調査結果では、下請け会社の一社員の独断で行ったことだが、果たしてそうだろうか疑問に思う。また、会社の社員から「あそこは運が悪いんだ」「どこでも同じ事をやっている。」とう言葉を耳にした。このように、企業全体がばれなくては何をやってもいい、利益追求だけを求めるようになっているのではないだろうか。また、これらの事件が表面化するにあたり法律や行政は機能していないのではないかとさえ思う。今までのことを見ても、事件が表面化するのは内部告発によるものが多い、事件が表面化しないために、企業自身も社内研修をしたり不正をチェックする機関を設けるべきだし、行政側ももう一步中にに入った対応や処遇が必要になるのではないだろうか。もし、行政側がここまで立ち入ることができないのであれば、民間に委託する等などの必要があると思う。また、不正に対する罰則のあり方にも問題があると思う。今回の日ハムの件ではm会社側から出された処分は甘い者だった。一度発表した後、世論で「身内に甘い」とたたかれ、もう一度処分を発表する有様で、本当に反省しているのか疑いたくなる。日ハムの不正に対して小売業界大手のイオンがいち早く商品の撤去を始めた。しかし、消費者の中には「牛肉を偽装をしないところもあった、このような甘い対応が企業の不正を助長させるのではないかと思う。食生活は人間が生活していく上で不可欠なものである。だからこそ安全な物を食べたいと思う。もう一度、食の安全について、行政、企業、消費者が考えなくてはならないのではないだろうか。</p>
17 愛媛県松山市 男 64 無職	<p>現行の食品表示制度は、複数の機関がかかわり、表示関連法律も複数がそれぞれに規定し、相互の関係は難解であります。私は組織・法律を一元化して、監視・是正指導・情報提供などを行うべきという主張をしています。中間取りまとめは、下記の3点からもの足りなさを感じます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 組織の一元化を否定し、既存の行政組織がそれぞれ担当することが適当であるとまとめていること。 2 法律の一元化についても、一元化論と現行案を併記し、委員会見解の明記を避けていること。 3 琉球な事項ですが、消費者ニーズの強い製造年月日表示の復活については、事務局原案を後退させた表現に変更していること。 <p>次に、結論に関連するので、食品行政について私見を述べます。</p> <p>真に消費者を基点とした行政への転換 真に「消費者」を基点とした食料産業と農林水産業に再生する と表現した閣議決定からマスコミへの迎合と無知な消費者・不安神経症オピニオンリーダーへのおもねりを嗅ぎ取</p>

17	<p>食品行政は食料自給率の向上を最大の目標とし、食料品それ自体を基点とした行政に徹すべきと考えます。生産の担い手の中核が株式会社組織になれば、我が国の食料自給率は向上します。組織化の主体を日本国民に完全自由化することは、世界飢餓のとき日本国民を飢え死にさせないという国益にかなうのです。省庁の垣根も次第になくなっていくはずです。</p> <p>結論：食品表示制度改革の効果を十分に発揮するためには、農林水産省が母体となり、内閣府の消費者行政や公正取引委員会・厚生労働省・経済産業省の一部も取り込んだ省庁再編成が必須前提条件だと思います。</p> <p>平成13年1月の行政改革スタートが農林水産省ではなく、食料省として前期組織も包含していたら食品表示偽装事件への対応もより的確に行えたはずです。</p>
18	全国米菓工業組合 東京都港区 (別紙4)
19	千葉県柏市 男 技術士 (別紙5)
20	全日本パン協同組合連合会 東京都新宿区 (別紙6)

21	(個人) 島根県松江市	<p>現在検討されている表示問題は複雑な問題ではあるが、私たちにとっても一番身近なことであり国民の関心事であることは間違いない。現在検討されていることは、できるところから速やかに実行して下さい。食品表示の信頼は失墜しており、家族の健康は、自らの手で守る以外にないと思っています。非常に危険な化学物質が農産物に混入されていたとしても害が分かるのは、いつも食べてしまってからであり、不利益をこうむっているのも消費者である。政府や政府機関に全幅の信頼を置いていいものか不安である。子供の大好きな牛乳やハムなど今分かっているものも氷山の一角だと思います。多くの場合内部告発により表面化したわけですが、食の一端を担う者として責任者のモラルの問題であり、後手に回っている農水省の検査体制も甘い。雪印の問題では、事業者が自社ブランドを残したいと涙ながらに訴えても社会的制裁を受けるのは当然である。行政が監視できる範囲には限界があることを踏まえ、行政機構全体の肥大化を…既存の監視体制の有効活用を図る…というのはおかしい。今やそんなことを言っている場合ではなく、食とは、毎日の積み重ねであり、あなたとあなたの子供のためにも安全な食品の供給を是非ともお願いします。最近は輸入食品も数多くあり、残留農薬も有るので私は、安くでも買いません。かんきつ類、冷凍食品のほうれん草、中国産のうなぎ、さくらんぼう、まつたけ、こくさんお管理体制以上に輸入農産物への対応はどうなっているのでしょうか？食においても健康を守るためにも自己責任しかなく、確かな目を持つことが一番大事である。</p>
22	岡山県岡山市 女 60 主婦	<p>信頼のにおける食品表示制度の必要性は、「食は命」の言葉に尽きることからも急がれます。食品の表示内容・項目等は、まずは信頼性という概念から絶対に正確さが重要視されなければなりません。その正確さが重要視されなければなりません。その正確さの中から安全が確認でき、気持ち的に安心感が伴って食品を求める事ができるのだと思います。この流れが食品表示目的のベストのものと痛感いたします。このベストの流れのためには、消費者、行政、財界、事業関係者が相互に食品に対する信頼性ということに最も真剣に取り組んでいかなければならないと思います。縦割り行政の中での食品に関する法律は複雑さを伴いがちで判断しがたい文言も多すぎると思います。今少し日常に身近なものであって欲しいものです。そういう負の部分を除くためにも各県とか地方ブロック等単位に消費者・専門家・有識者等々で「会」を創設し、食品全般に関してより深く考慮・検討し、改めて身近で理解し易い役立つ法規制を成立させていただきたいものです。</p> <p>意見1 表示の件で義務表示・任意表示と区別されていますが、表示に不信感を抱いている今、煩わしさなくするためにも、すべて何らかの表示はなされた方がよいのではないでしょうか。</p> <p>意見2 農薬使用・添加物使用基準の件、国際基準との整合性にとらわれることなく日本独自の基準を守って欲しいものです。各々各国によって風土・生活環境・環境には相違があります。従って体質も異なってきます。新しい適切な食品表示の下で、消費者の食生活が一步も二歩も前進できればこのうえないと思います。健康的で創意工夫に満ちた楽しい食卓が囲める日本の家庭の食生活に期待しています。</p>

23	愛媛県温泉 郡重信町 女 61	加工食品の必要な表示事項に原料の原産地を記載してほしいです。
24	(個人) 愛媛 県	表示はわかりやすく、信頼できるものであらなばならない。何をどう決めても守られねば、ムダ。用語や定義の統一、国際的な基準との整合などを考えて、子供から高齢者まで理解しやすい表示にして欲しいものです。

25	<p>みかわ市民生活協同組合</p> <p>みかわ市民生協の創立は1974年。食品公害と言われる「森永ヒ素ミルク事件」「カネミ油症」など不安な情勢の中で、みんなで力を合わせて家族の健康を守ろうという消費者運動の高まりの中でした。それから28年、昨今の食品事故・BSE・食品偽装の問題はその当時以上に私たちを不安に陥れています。食品を購入するための情報としての表示が信用できくなった人が8割以上にもものぼっているとの調査結果も新聞報道されていました。これまで生産者との信頼関係を培ってきた私ども生協でも例外ではありませんでした。消費者の立場に立ったわかりやすい制度を望みます。</p> <p>1) 事故・危害の防止に役立つこと 表示をおこなうことにより危害を未然に防止し、正しく表示がされるために、違反があったらすぐに公表し厳しく処罰をして下さい。そして企業倫理の向上や行政の指導や立ち入り検査の強化を望みます。JASの認定した農産物・加工品に違反があったことが報道されていました。これは監査の不十分さに問題があります。そして調査や監視活動にはNPO、消費者団体なども位置付けて積極的に導入して下さい。</p> <p>2) 商品の選択に役立つこと 消費者がわかりやすい表示にするために用語の統一をして下さい 厚労省医薬局食品保健部、農水省総合食糧局の私的懇談会である「食品表示制度に関する懇談会」の報告がまとめられ、焦点となっていた表示制度の一本化は見送られました。消費者が商品を選択するために、わかり易く、やさしい表示を望みます。現行の表示を関係省庁で一刻も早く整合性が計られ、食品表示全体を統括する新法の設置を望みます。</p> <p>3) 正確で誤認を生じさせないこと 性状、内容、品質等、消費者に優良誤認される記述を生じさせないように望みます。</p> <p>4) 食品安全行政の抜本改革を 昨年来次ぎから次ぎへと起こる食品問題は、「もう絶対牛肉は食べない」、「表示は信用できない」「又か、どこでもやっているのでは」など消費者が何を信用したらいいのか、不安・不信が広がっています。今までの食品安全行政がいかに杜撰であったのかがはっきりしてきています。私たち消費者が安心してくらせるように、国として速やかに信頼が回復できる1歩として、法制度・行政組織の一本化など「食品安全行政の抜本的改革及び食品衛生法の抜本改正」を早期・確実に実現することを求めます。</p>
26	<p>ユアサ・フナショク株式会社製パン本部</p> <p>(別紙7)</p>

27	(個人)	<p>最近、食品の表示が、疑問視されています。私は、米屋を営んでいますが、昔から表示に関して甘かったと思います。正規の業者は、あまり違反をしないと思っていますが、今まで闇で販売していた業者は、聞かないと思います。なぜなら、取締りなどをしたことがないからです。今回のJAS法改正で少しほは違ってくるとおもいますが、米における不当表示は、消費者に対し詐欺をしているように思えます。</p>
28	東京都大田区 男 第一屋製パン株式会社生産本部部長代理	<p>1. 製造年月日表示の併記について</p> <p>(1) 平成7年の製造年月日から期限表示への移行に当たり、厚生労働省では、食品衛生法施行規則等の一部改正の際に生活衛生局長通達(平成7年2月17日付衛食第31号)において、「近年の食品の製造・加工技術の進歩等を踏まえ、食品の安全衛生を確保する上で、品質保持に係る情報としては、製造年月日等を表示することよりも、品質保持が可能な期限の表示を行うことの方が有用となってきたため、現行の製造年月日等の表示に代えて、消費期限又は品質保持期限を行うこととしたものである。」と説明している。</p> <p>(2) 農林水産省では、食品流通局長通達(7月17日付7食流第392号)において 食品の製造・流通技術の進歩により製造年月日表示では、食品の品質がいつまで持つかが分かりにくくなっていること、他方、食品の家庭内における保存期間の長期化等から、食品の日もちについての情報があります必要となっていること、 製造年月日表示が、厳しい日付管理による過度の深夜・早朝操業、多頻度小口配送、返品等の誘因となっているとの指摘がなされていること、 国際的にも国際食品規格では期限表示が採用されており、諸外国から製造年月日表示を見直し、期限表示へ移行すべきとの意見がよせられ、また、ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉において国際規格とのハーモナイゼーションが求められていることと説明している。</p> <p>(3) これらの理由のうち、日付表示の目的については製造年月日よりも期限表示の方が有用であることはもちろん、その他の理由に関しても、現在でも変化がないばかりではなく、さらに重要性をましてきている。 平成7年以降も食料品の国際化は種類・量共に一層の高まりを見せており、将来共に我が国の加工食品の供給に当たり、外国貿易の重要性はいっそう増加すると思われる。国際規格とのハーモナイゼーションは国際貿易における内外無差別を目指すものであり、日本だけが任意表示とはいえ製造年月日表示を奨励することとなれば、国際的にも国内産優先と言う非難を受けることになる。 国際規格とのハーモナイゼーションが期限表示への移行の理由の一つであったのであるから当然のことながら、政府は製造年月日表示との併記を避けるよう指導すべき立場にある。</p>

また、量販店の販売競争の激化は、納入業者に対し、より新鮮な食品の納入を求めるようになってきており、一部の業者では、まだ十分に期限までの時間があるにも拘らず廃棄するような無駄を生み出している。また、製造年月日への移行後の7年の間に、生産・流通業界でもそのような無駄を避けるべく、期限表示制度のもとで様々な改善努力をしてきている。こうした努力を無視して製造年月日表示の併記を奨励するようなことになれば、再び一層消費者の心理をあおり、不必要的鮮度競争へと駆り立てるので好ましくない。 製造年月日の日付の切り替えは深夜0時であり、その際は日付の修正等のため生産ラインを止めなければならない。

また、より新鮮な日付を求める流通業者の要望に応えるには0時からの生産スタートとなり、その直前の時間帯には生産ラインを止めて0時待機することになる。深夜の一番労賃単価の高い時間帯に待機だけに人件費を支払わなければならぬ等製造業者のコスト負担は大きい。

0時からの生産スタートでは短時間のうちに多品種小口生産することになり、それに対応する製造設備の増強等が必要となりその負担も大きい。

期限表示へ移行後7年を経過し、会員企業の消費者相談室で受けている消費者からの製造年月日表示の要望に関しては極めて少なくなっており、消費者には期限表示が定着していると考えられる。

またこのように、消費者の消費期限に関する認識が年々高まる一方、製造年月日の認識は低くなっている。一般的な消費者の製造年月日に対する必要性は年々低下している。

(4)以上を考慮すれば、製造年月日の表示は避けるべきものと考える。

2. 相談窓口の一元化

相談窓口の一元化は結構なことである。

ただし、この数年間の食品の安全に関する問題が生じた際の経験では、各地の保健所毎の対応に差異があり、企業にとって何が正しい情報か又どう善処すべきか極めて迷う事態があり、場合によっては対応に遅れを生じる等事業者に混乱をもたらした。こうした問題を避けるため厚生労働省、農林水産省、公正取引委員会の中央段階での意思統一はもちろん、その地方出先機関及び地方公共団体の間での取り扱いに差が出ないような仕組みを考えてほしい。

28

3.品質表示基準統一について

JAS法の品質表示基準では個別品目によるものと全ての加工食品に適用されるものがあり、極力統一する方向で検討すべきだとの意見については、個別品目ごとの品質表示基準は各品目の特性に応じた必要性により定められたものであり、廃止した場合にはその品目の特性に基づく特定の情報を欠くことになるので慎重に取り扱うべきである。

4.「賞味期限」と「品質保持期限」の用語の統一

「賞味期限」と「品質保持期限」の用語の統一にあたっては、食品のおいしさを示す期間であるので、従来から消費者にもなじみの多い「賞味期限」に統一すべきである。

品質保持期限という言葉は、味覚よりも機能性を重視した表現のように感じられ、一般の食品に使用する用語としてはなじみにくい。

29

生活協同組合東京マイコープ 東京都新宿区

(別紙8)

30 岩手県二戸市 男 株式会社十文字チキンカンパニー代表取締役社長	<p>私の属します、食鳥業界の要望は既に届いているとは思いますが「県別表示は農場所在地に起因する」というのは大変困った状況です。</p> <p>例えば当社の属する八戸の飼料コンビナートを中心とした地域には、食鳥業界では、当社(十文字チキンカンパニー)、阿部繁孝商店、第一ブロイラーの3社がありますが、それぞれ岩手県と青森県の両県にまたがって農場が所在しております。そして例えばチキンミールを使うとか、CP,MEの水準等それが飼料成分に対する考え方方が違うのに、それがうち消されて岩手県、青森県に表示されてしまうのはなんとも不可解です。現状では非常に煩雑な思いをしておりますし、工場別のほうがその農場の実質的な違いをも包含しますので、より違いが分かると言えます。また工場別県表示の方が、食鳥検査のこともありますので、より責任性が強化されるように思います。</p> <p>個人的な考えとしては、食鳥に関しては県別というのもまだ曖昧で、検査処理場が全国に200+あるので、その名称を「岩手十文字二戸」だとか10字以内でまとめるとかいうことができないものでしょうか。ただ検査員の居ない処理場があるのが問題ですが、それについては消費者の観点に立てば、問題となってくるのではないでしょうか?よりストレートな処理工場のブランド名を明記することで、産地側のやる気も増すと思います。</p>
------------------------------------	--

31 東京都中央区 男 全日本コーヒー公正取引協議会常任理事	<p>1. 消費者の商品選択に資し、法令に準拠し、又は商品の特性をプロパガンダもしたいが業界サイドの表示感覚であることにご理解を賜りたい。このことを基本に、先ず個別食品の表示に優先度の高いものから表示する、記載できなかった表示事項はどうするか？このことも重要だ、例えばトレーサビリティに関しては別途情報開示することとする。（現に相談窓口の電話番号を記載している。中間まとめにも触れている案件。）この表示の基本のシステムを消費者参加の上で確立、合意することが、先ず大切です。</p> <p>2. 何より、食品の定義の確定（製造の定義、用語の定義を含む）ならびに必要表示の絞込みが必要です。食品の履歴をすべて開示することは、当然ながら、個装表示の技術的限界、EUの添加物ナンバーのような工夫が必要でしょう。PL法に於いても、注意表示は優先度順としている。定義は食品のバリエーションが広がり、名称がみだれていますが、表示の基本が崩れ不表示の問題、紛らわしい表示を招くおそれがあるからです。</p> <p>3. 法的表示と業界協約の住み分けをするなど、任意表示はルールに従った自主表示をとる、ただ一物に複数、多くの表示基準ができるには困るのでコントロールが必要でしょう。</p> <p>例えば、自主表示基準の乱立不安は表示行政がその住み分けについて、明確な対処を求められているものと思います。</p> <p>4. 紛らわしい表示や法令が要請する表示事項の内容が不明の場合も多々あり、できるだけUK2002食品表示法が例えれば”free from xxx”について例示して、問い合わせているように、新ジャンルの表示事項の導入は、範囲を特定しながら、啓発的に運用されるようお願いします。</p> <p>5. 品質保持期限と賞味期限の用語の統一は、賛成出来ない。そのように用語はそれぞれその意図する目的により定めまったものであり、またそのように社会に定着してきたわけで、消費者もその意図するところは理解していただく、また国も啓発につとめてもらう必要がある。</p> <p>6. 表示の改版に多大の経費が掛かることにご留意と、よりよいご検討をお願いして終わります。</p>
32 埼玉県さいたま市 女 会社員	(別紙9)

33 東京都渋谷区 男 日本生活協同組合連合会組合員活動部	<p>この間の牛肉偽装事件を発端とする、各種食品の偽装表示事件の続発は、消費者の食品表示に対する信頼を大きく傷つけました。これらの一連の事態は、食品事業者のモラルの問題だけではなく、食品表示の制度上の不備にも大きく起因していることが明らかになってきています。食品表示の大きな不信を払拭するためには、食品表示制度の抜本的な改革が求められていると考えます。</p> <p>このような状況を受けて標記懇談会が設置されましたが、ここで表示制度に係わる省庁が一堂に会し、消費者も参加して横断的に論議が行われたことは大変意義のあることだったといえます。また、「中間取りまとめ」において、表示のそもそも目的を明らかにしたこと、期限表示の呼称の統一や相談窓口の一本化などを早急に行うことを提言したことも前進です。しかし、表示に関する統一した法律の制定や行政組織の見直しについては中長期的な課題とされ、消費者の求める抜本的改革からはほど遠い内容になっていると考えます。以下具体的意見を記しますので、宜しくお願い申し上げます。</p> <p>1. 食品表示に関する基本原則を、食品安全基本法(仮称)で規定することを求めます。</p> <p>「中間取りまとめ」では、現在検討が進められている食品安全基本法(仮称)での食品表示制度に関して、「基本法の中で食品の表示制度が適切に運用されることが重要である旨を規定する」との表現に留まっています。「中間取りまとめ」では、表示の目的について、消費者の商品選択に役立つ、衛生上の危害防止に役立つ、正確で誤認を生じないとの3点を挙げ、「これら3つの目的は表示を利用する消費者がその主体となる」とまとめています。従って、新たに制定される食品安全基本法において、この「中間取りまとめ」の記述を踏まえ、表示の目的等の食品表示制度の基本原則を定めることを求めます。</p> <p>2. 表示を規定する法律と管轄する行政組織を一本化する方向で、今後の検討を行ふことを求めます。</p> <p>「中間取りまとめ」では、現行の食品制度における問題点として「それぞれの表示制度に基づく表示項目や表示内容がそれぞれの府省ごとに決定されるしきみであるため、整合性が取れておらず、用語や定義の統一性が欠けているものがある。また、解釈等に関する情報提供などの運用面でも統一性に欠ける」と指摘しています。これは、言い換れば、各種表示制度がバラバラに存在することの問題点を指摘していることにつながります。この間、食品表示制度で関係各省庁が連携できないのは、それぞれの法制度の目的が限定されており、権限が部分的項目にしか及ばず、運用や監視が縦割りになっているという根本的な問題があると考えます。また、今回の「中間取りまとめ」を受けて、食品表示に関する用語や定義の統一性が一旦はかられたとしても、将来的には表示項目や表示内容の新たな不整合が生じる可能性も否定できません。</p> <p>よって、食品安全基本法(仮称)で食品表示の基本原則を規定することとあわせ、具体的な表示事項のあり方等を定める統一した表示法を制定し、一つの行政省庁で管轄することが必要です。</p> <p>なお、現在複数の法制度で実施されている、既存の食品表示に関する検討会(JAS調査会や薬事・食品衛生審議会の表示分科会など)についても、統一した表示法の下で、消費者も参加した一元的な会議体を設置することが必要です。</p>
-------------------------------	---

3. 相談窓口、監視体制の運用については、一元的な運用を行うべきです。

「中間取りまとめ」では、食品表示の相談窓口について、一元化を進めるべく検討することが必要と指摘しています。中央・地方の段階で、相談・問合せの窓口が、早期に本来の意味での「ワン・ストップ・サービス」となるように、実現に向けた検討を直ちに行うことが必要です。

現状の監視体制の実態は、食品衛生法に関する項目については食品衛生監視員、JAS法に関する項目は地方農政局や農林水産技術センターの職員等と、法律ごとにバラバラの運用になっています。食品表示は消費者にとっては一つのものです。消費者の視点から表示項目のチェックを行うには、一括しての点検が必要です。地方自治体等における監視業務の具体的な面では、日常的なモニタリング検査での連携が特に重要と考えます。それには、検査前の連携・調整(店舗等の営業者に重複して出向かない、同一の食品を検体として調達しない等、どこでどのような対象物を調達・収去するか調整する)、検査中の連携(検査中に問題点が認められた場合には、専門的な機関に精密検査を依頼する、等)、検査後の連携(検査結果等の情報の関係部局での共有化、等)をはじめ、各種の法制度に基づいて行政官がバラバラに対応しないための、一元的な運用が必要です。これらの一元的な運用を速やかに検討・実施することで、検査・監視の効率化と充実化を図るべきだと考えます。

なお、地方自治体における表示ウォッチャー制度においては、食品衛生法、JAS法、公正競争規約等の各種食品表示制度全体についての横断的なウォッチャー制度に拡大・確立すべきだと考えます。

4. 用語・定義の統一を、早急に実施する事が必要です。

「中間取りまとめ」で示された、表示に関する用語や定義の統一等を図って行くことが必要です。その中でも期限表示については、基本用語を統一することが早急の課題です。なお、その際には消費者の理解促進等を前提とし、切り換え実施までに一定の猶予期間を置くべきだと考えます。

期限表示以外の用語や定義の統一のあり方についても、別途検討を行う場を設け、順次具体的に統一を行う必要があると考えます。その場合、「中間取りまとめ」にある「表示を利用する消費者がその主体となる」との考え方沿って、消費者にとって分かりやすい表現であるかという視点から行うことを求めます。

5. 今後のあり方の検討については別途、検討の場を設置することを求めます。

以上から、今回の「中間取りまとめ」に関わらず、法律・組織のあり方について速やかに検討し、食品表示制度の抜本的改革を図るために、消費者も参加した一元的な検討の場を内閣府に改めて設置することを求めます。

34	愛知県宝飯 郡音羽町 男	<p>私も『有機認証とGM汚染』について疑問に思い、食糧事務所にたずねました。豊橋の事務所では「わからないので名古屋に聞いてくれ」とのことでのことで、名古屋で見解をいただきました。</p> <p>一応、JAS法に定めるところでは、有機農産物についての規定は、「種、苗に遺伝子組み換え品種を使ってはいけない」という見解を得たものの、それに対するGM汚染についての規定については、明確な回答を得ることはできませんでした。</p> <p>さらに、次のような見解には少くなくからず疑問を感じざるを得ません。つまり農水省の有機農産物に関するガイドラインというのは、あくまでも「農作物の作り方の規格である」ということ。</p> <p>IPハンドリングというのがありますが、これでも同じ見解が当てはまります。分別をしているのであれば、混入はないことになる。仮に検査の結果GMが検出された場合、先日の大豆を原料にした有機食品のGM汚染の例のように『不可避』であれば仕方ない。その結果、有機の認証が取り消されたという報道も聞いていません。まさか、『5%までの混入は許される』などと法外な見解は出されないと私は思いますが。</p> <p>仮に『5%』という数値が使われるのだとしたら、これを国内の有機認証の作物にも適応なさうというのだとしたらこれは問題です。現実的に、この5%というのは許されるべき数値とは到底思えません。デントコーンの種子汚染があったばかりですが、すでにトウモロコシでも起こっているのかもしれません。</p> <p>有機に対するGM汚染の対策というのは傾向に対してなされるべきであって、結果が出てからでは明らかに後手となります。BSEの教訓がここでも生かされないのでは、少し情けないといわざるを得ません。</p>
----	-----------------	---

35 (社)全国消費生活相談員協会食の研究会 東京都港区	<p>3. 現行の食品の表示制度の問題点について 食品衛生法の目的は、飲食に起因する衛生上の危害発生の防止の観点から事業者を規制することになっていますが、同観点から消費者に情報提供することも目的に加え、消費者啓発にも力を入れていただきたい。</p> <p>4. 表示項目の見直し (1)義務表示について 表示が多すぎて分かりづらくなるのは確かですが、「中間取りまとめ」のように少なくとも現行義務表示は維持していただきたい。「……消費者にとって商品選択の上で重要なものと、衛生上の事故・危害の防止のために事業者に行わせる必要があるものとすることが適当である」とあります。事業者に行わせる必要がある項目がはっきりしませんが、食品衛生法の表示項目の加熱用か生食用か、添加物・アレルギー物質、また牛乳などは殺菌方法も商品選択に必要です。また、表示は商品購入後の飲食・保存段階にも必要であり、贈答品にあってもしかりです。 以上にことから、消費者にとって重要なものの、事業者に行わせる必要あるものと表示項目を分けるのは困難と考えます。商品選択時・飲食時・保存時・トラブル時連絡先など消費者に必要な項目は何かを検討し、事業者はそれらの項目について正確に分かりやすく表示する義務があるという方向で検討をお願いします。</p> <p>(4)その他について トレーサビリティについては、任意でなく表示項目を絞ってでも義務化して、衛生上の事故・危害発生には迅速に原因究明ができ、対応策が取れるようにするべきと考えます。対象品目は問題の多い品目、氏素性の分かりにくい品目から始めてほしいものです。 製造年月日の表示については、消費者としては製造年月日と賞味期限の表示が併記された方が納得ですが、小売店が過剰に配達回数増や返品・破棄などに走ったことを考えると慎重であるべきと思います。</p>
------------------------------	---

35

5. 情報提供等

(1) 行政による消費者への情報提供、事業者への周知徹底について

私たち自主グループは、表示について勉強を始めたのですが、JAS制度、添加物、保健機能食品制度など個別の情報は、収集できたのですが、食品の表示全体が分かる資料が見つからず、やっとある企業の月刊冊子に表示の大枠の解説を見つけ、何とか全体像をつかむことが出来ました。また、表示は品目ごとに違いがあったり例外があったり、強調表示には義務化されたセット表示があるなど複雑です。

消費生活センターに、時に食品の表示や添加物についての出前講座の依頼が入ります。賞味期限・品質保持期限は開封しない場合であること、原材料や添加物が多い順に記載されていることなど知らなかったという人は意外に多いのです。栄養表示が強調表示とセットになっていること、なぜセット表示なのかを知る人はどれほどいるのでしょうか。次のような質問をしましたが、区別できる人はいませんでした。(私自身、最近知りました)

・減農薬と低農薬　・うす塩とうす塩味　・糖分控えめと甘さ控えめなど

以上のことから、消費者の選択のためにある表示がどれだけ機能しているのか、気懸りです。消費者への情報提供・啓発は最重要課題として検討をお願いします。また、誤認しやすい表示は、使用禁止か注意喚起表示を義務化する、情報提供を徹底するなどが必要ではないでしょうか。

多くの消費者が集まる小売店での情報提供は効果的だと思います。店頭や、各売り場において「魚は原産地・養殖・解凍の別を表示しています」「低農薬には、基準ありません。減農薬と表示の場合は、その地域の農薬使用回数の半分以下で……」などを、表示したりパンフにして置くなどにより協力頂ければと思います。

さいごに

「中間取りまとめ」は、よく検討されていて賛成です。検討された方向で施策を進められることを望みます。組織・法律の一元化が困難ということならば、法律の整合性を図り、各省庁の縦割り行政を改め連携を密にし食品行政の一元化を実現していただきたい。消費者が適切な商品選択をすることにより、市場に誠実に正しく営業する事業者が残るよう消費者への正確な情報提供・啓発の重要性を認識していただき、積極的な取組みをお願いします。

36

岩槻市 男
伊藤製パン
技術部長

(別紙10)

37	山梨県甲府市 男 山梨県消費者団体連絡協議会代表幹事	(別紙11)
38	株式会社高知ヤマザキ	(別紙12)

39	川崎市多摩区 女	<p>1. 食品表示制度の目的の基本に「消費者の選ぶ権利」と企業の「情報提供義務」を明確に位置付けること。 消費者は食品の生産から、商品の内容までできるだけ認知し、自己の食する食品を決定する権利があり、そのことにより望ましい食生活を創造することが望されます。その目的を実現するための制度とすることが必要です。</p> <p>2. 食品の表示に関する法律と行政の一元化をはかること。 現在の食品表示は、食品衛生法・JAS法・景品表示法等により規制されており、例えば日付表示にみるように、品質保持期限と賞味期限のような呼称の不統一がある等、大変分かり難いといった実態があります。 また、現在それぞれの行政機関ごとに行われるチェック体制は責任の所在を不明確にし、かつ非効率のものにしています。法律・行政の一元化によりそれらを是正することが必要です。</p> <p>3. 法律による規制と、認証制度の充実 現行の食品表示制度は、法律によるもの、事業者の自主規制によるものなど多様です。今日の表示に対する信用の失墜回復のためには、法律による規制強化と、有機食品・農産物のJAS制度の例に見る認証制度の導入を検討すべきです。</p> <p>4. 表示の原則を確立すべきです。 現行の表示は、表示義務項目、販売促進を目的とする任意の強調表示など多様です。 例えば原材料は使われているものを正確にわかり易く表示すべきにとどめ、ある特定な物質を強調的に表示する事を規制する、栄養表示を基本に置くなど、表示の原則を確立すべきです。</p> <p>5. 消費者の意見を第一に反映すべきです。 言うまでもなく、商品を選択するのは消費者です。新しい食品表示制度の運用にあっては、法定、任意いずれの場合も表示のルール作定、変更等、全ての段階で消費者の意見を反映すべきです。</p>
----	----------	---

39

6. 監視制度の厳格化、実行性、情報公開の確立が必要である。

表示制度の信頼性を確保するためには、行政による調査、消費者によるチェックなど多様な方法による監視制度が必要です。その結果については迅速に公表し、事前に消費者の選択に役立たせるとともに、不当表示等に対する抑止力とすべきです。

7. 表示制度を整備し、規制の一元化を図るべきです。

現行の表示制度は、商品の本体表示一つ見ても法定によるもの、事業者の自主規制によるもの、その他任意に行われるものなど多様で、消費者にはそれらについての区別ができないのが現実です。その他店頭表示、TVコマーシャル、IT技術を活用した情報提供などさまざまです。それらを整備し媒体による区分を廃止し、表示すべき項目、規制すべき項目などを一元化しえべきです。

40

静岡県清水市 男 興津食品株式会社

水産物缶詰の原料原産国表示が出来ない理由として

1) 水産缶詰は各地で水揚げ、各国から輸入された原料魚を工場内同一ラインに使用しますが、公海上で漁獲された魚は国籍もありません。そのため区分・表示して製品に表示することは不可能です。

2) 水産物は農畜産物と大きく異なり、海中を移動するために原産地を特定することは不可能である。特に回遊魚は困難である。

41	大阪市東淀川区 男 株式会社 神戸屋取締役本部長	<p>1、製造年月日表示の併記に関する意見</p> <p>(1)平成7年に製造年月日表示から期限表示への移行にあたり、当時の厚生省の食品衛生法施行規則の一部改正の際に生活衛生局長通達において、「近年の食品の製造・加工技術の進歩等を踏まえ、食品の安全衛生を確保する上で、品質保持に係る情報としては、製造年月日等を表示する事よりも、品質保持が可能な期限の表示を行う事の方が有用になってきた為、現行の製造年月日等の表示に代えて、消費期限又は品質保持期限を行う事とした。」となった。</p> <p>(2)一方、農林水産省においても、食品流通局長通達は下記のようになっている。</p> <p>食品の製造・流通技術の進歩により製造年月日表示では、食品の品質がいつまでの持つかが分かりにくくなっている、他方、食品の家庭内における保存期間の長期化等から、食品の日持ちについての情報がますます必要になっている。</p> <p>製造年月日表示が、厳しい日付管理による過度の深夜・早朝操業・多頻度小口配送、返品等の誘引となっているとの指摘がなされている。</p> <p>国際的にも国際食品規格では期限表示が採用されており、諸外国から製造年月日表示を見直し、期限表示にすべきとの意見が寄せられ、又、ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉において国際規格との整合性が求められている。</p> <p>(意見)</p> <p>上記の通達に基づき、製造年月日表示から消費期限表示に切り替え、現在に至っている。この期限表示移行後、既に7年が経過し、当社のお客様センターで受け付けている消費者からの製造年月日表示の要望は皆無に近く、消費者には現在の期限表示が定着したと考える。</p> <p>一方、下記の理由等から、現在でも変化がないばかりでなく、更に重要性を増してきている。</p> <p>現在においては食品の国際化は平成7年とは比較にならないほど、種類・量共に一層の高まりを見せており、わが国の加工食品の供給に当たり、輸入の重要性は一層増加すると考えられる。国際規格との整合性は国際貿易における内外無差別を目指すものであり、日本が任意表示といえ製造年月日表示を奨励する事になれば、国際的にも国内産優先との非難を受けるのは明らかである。前述の国際規格との整合性が期限表示への移行の理由の一つであった点からも製造年月日表示の併記を避けるよう指導すべきと考える。</p>
----	--------------------------	---

量販店・C V S等の販売競争の激化で、競争の優位性より納入業者に対してより新鮮な食品の納入を求めるようになっている。又、まだ十分に食に供する期限があるにもかかわらず破棄するような無駄と廃棄物を生み出している。

消費期限へ移行したこの7年の間に、生産・流通業界でもその様な無駄を避ける為、期限表示制度のもとで種々の努力をしてきた。そうした努力を無視して製造年月日併記を奨励するような事になれば、徒に消費者の心理を一層あり、不必要的鮮度競争へと駆り立てる事になり、好ましくない。

製造年月日の日付変更線は、社会通念的に深夜の0時であり、より新鮮な日付を求める流通業界の要望に応えるには、この0時からの生産スタートとなる。その直前の時間帯にはラインを止めて0時待機する事になり、深夜の一番労賃単価の高い時間帯に待機だけで人件費を支払わねばならない等、製造業者のコスト負担は大きいだけでなく経営自体もおかしくなる。

0時からの生産スタートで店オープン前納品する事は、実質3～4時間しか生産時間がない上に、時間内に多品種少量生産に対応するには、生産設備の増強が必要で、人・設備の負担が上記同様に大きすぎ、食品業界にとり由々しき事態となる。

以上を考慮すれば、任意といえども、製造年月日の表示は避けるべきものと考える。

2、相談窓口の一元化

相談窓口の一元化は非常に有り難いことです。ただ、この2～3年間での、食品に関する問題が発生したときの経験から、各地の保健所毎の対応や考え方には差異があり、どう対処すべきか極めて迷う事が多々ある。各府省の中央段階での意思統一はもちろん、地方出先機関及び地方公共団体の間での取扱いに差が出ないような仕組みをお願いしたい。

3、賞味期限と品質保持期限の用語の統一

「賞味期限」「品質保持期限」の用語の統一にあたっては、食品が安心して美味しく食べられル期間であるので、従来から消費者にもなじみの多い「賞味期限」に統一されるべきと考える。

「品質保持期限」という言葉は、味覚面よりも機能性を重視した表現のように感じられ、一般の食品に使用する用語としては馴染みにくい。

42	静岡県焼津市 男 会社役員	<p>マグロ缶詰に表示する事には反対です。</p> <p>私はマグロ缶詰の製造にかかわっていますが、下記の理由により、原料原産国を表示する事には反対です。</p> <p>マグロ缶詰の原料は国産のほか世界各地の漁場から、多様な国籍の漁船が漁獲した魚を輸入して生産しています。当社の場合、台湾・韓国・フィリピン・タイ等から輸入しています。業界全体では、国内産原料だけではなくても需要をまかなえず、輸入原料の方が多くなっています。</p> <p>製品を安定的に生産・供給する為に、複数の原産地の原料を混合して使用することが少なくありません。またマグロは漁場や時期により好漁・不漁があり、原料の原産国をあらかじめ限定する事は出来ません。</p> <p>他方、缶詰の缶は殆どが印刷缶であり、原料原産国を表示する事になれば、それぞれの国名のみならず、数種の国名の組合せが印刷された缶を用意しなければならなくなります。</p> <p>以上の理由の通り、マグロ缶詰に原料原産国を表示する事には反対です。</p>
----	---------------	---

43	東京都目黒区 女日本消費者連盟代表運営委員	<p>食品の表示制度については、確かに食品の表示制度に関する懇談会で、複数の法律によって規定されているために分かりにくい、と指摘されました。しかし、昨今の表示に関する消費者の混乱というのは、表示における事業者の偽装・改ざん等の不正によって表示そのものを信用できなくなつたことに起因しています。用語の多用など表示制度の分かりにくいう部分を改善して、消費者の商品選択と衛生上の安全確保に役立つ表示制度にすることが第一であると考えますが、事業者の表示に対する責任を明確にし、監視の強化を図ることを強く要望します。</p> <p>1. 用語について</p> <p>「賞味期限」と「品質保持期限」の統一化が提示されているが、これは「品質保持期限」が製造業者等が製品に責任を負うことを表明する用語として適切である。</p> <p>「消費期限」についても、同様の根拠により「品質保持期限」へ吸収、統一化すべきであって、定義を別に定める必要はなく、これが残存することによって、表示の複雑性は解消されないと考える。また、消費者の選択の権利を保障するために、製造年月日の表示を付けること。(『2002年消連第37号「品質保持期限及び賞味期限の用語の統一についての意見』を参照のこと)</p> <p>2. 義務表示について</p> <p>食品衛生法、JAS法、景品表示法等の共通義務表示を一本化して、用語の統一、定義を確立すると共に、消費者のために全面表示を徹底すること。</p> <p>遺伝子組み換え表示については、以下の原則による表示とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1, すべての食品を表示の対象とすること。 2, 表示の対象を上位品目に限定することをやめて、ごく微量でも表示すること。 3, 混入率を欧洲並みの0.5%まで引き下げる。 4, 表示の裏づけを、検証の可否から、トレーサビリティに変えること。 5, レストラン等飲食店でも表示すること。 6, 種子にも表示すること。 7, 種子には混入率を設定せず、0%混入とすること。 8, 飼料も表示の対象とすること。
----	-----------------------	--

- 9 , 肥料も表示の対象とすること。
- 10 , 組み換え飼料を用いた家畜製品についても表示を行うこと。
農産物については、すべての使用農薬(使用方法)を表示すること。

3 . 任意表示について

事業者の任意表示については、商品選択と、衛生上の安全確保上必要なもの以外は、表示を規制(禁止)することにより、表示の簡素化を計ることと監視強化が必要。

4 . 表示違反の監視、是正のための措置

現行関係法間の罰則を統一化、強化する。
表示に関する監視体制を強化し、罰則の実行、告発の権限を備えた独立した準司法的権能を有する公正取引委員会等の機関に統合する。
農林水産省、厚生労働省から独立した機関とする。

5 . 組織・法律の見直し

食品表示は、用語の統一等、共通項目の整合性を図るために各府省間の検討が必要である。
ただし、表示の不正摘発、監視の実行機関は、現行の癒着の実態からの脱却なくしては、不正の摘発防止、抑止力とならないために、各府省から独立したものにすべきである。
これにより、法律による消費者のための表示の実効性が担保されるものであると考える。

44	東京都港区 男 サント リー(株)品質 保証部	<p>1. 「製造年月日」の記載を任意表示として認めることには反対です。</p> <p>「製造年月日」表示については、平成7年に「賞味期限」表示を導入するにあたり、その功罪を充分に論議しており、「製造年月日」を表示すると、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者が、できるだけ「製造年月日」日付の新しいものを選別してしまうことにより、まだ充分商品価値のある食品の廃棄につながり、資源の無駄が助長されること。 ・ できるだけ新しい「製造年月日」表示のほうがよい、という消費者の意識を受けて、特に「豆腐」などのように賞味期間の短い商品については、夜中の12時を待って製造を開始する等の過度の競争が冗長されること。が指摘された。 <p>これらについては、現在においても充分当てはまることがある。</p> <p>各国の表示制度や世界規格である包装食品CODEX表示規格においても、「製造年月日」ではなく、いつまで食べることが可能かという「賞味期限」等の表示を採用している。</p> <p>このような中にあって、食品の半分以上を輸入している日本が、「製造年月日」表示の実質義務化<注1>につながるようなことをすると、世界各国から、貿易障壁と非難されることになりかねない。<注2></p> <p><注1> 「製造年月日」表示を任意表示と認めると、流通等からその表示が求められ、実質「製造年月日」表示の義務化につながってしまう。</p> <p><注2> 海外からの輸入品は、どうしても「製造年月日」が古くなる傾向にあり、その点でも、世界各国から、正当な競争が阻害される、との非難を受けることになる。</p> <p>清涼飲料製造業者は、例えば飲料中の溶存酸素を徹底的に少なくすることなどにより、従来以上に長い期間おいしく飲んでいただけるような技術開発を常にしている。その結果、同じ「製造年月日」であっても、「賞味期限」のより長い製品が開発され、コストダウンや資源の無駄回避につながってきている。「製造年月日」表示は、そのような企業の努力を無に帰してしまう可能性がある。</p> <p>2. 「原料原産地」表示の義務化には、反対です。</p> <p>原料である農産物のバラツキを許容できるような「加工度の低い」食品においては、その原料の原産地がどこであるかは情報として意味があるかもしれない。しかし、原料の品質のバラツキがどんなに大きても、常に一定の品質を要求される「加工度の高い」食品においては、製造業者は、様々な原産地の原料を、その都度、使いわけることで対応しているので、「原料原産地」表示は全く無意味であり、また、表示することも不可能である。</p>
----	----------------------------------	--

45 東京都中央区男社団法人日本パン工業会専務理事	<p>1 製造年月日表示の併記について</p> <p>(1)平成7年の製造年月日から期限表示への移行に当たり、厚生労働省では、食品衛生法施行規則等の一部改正の際に生活衛生局長通達(平成7年2月17日付衛食第31号)において、「近年の食品の製造・加工技術の進歩等を踏まえ、食品の安全衛生を確保する上で、品質保持に係る情報としては、製造年月日等を表示することよりも、品質保持が可能な期限の表示を行うことの方が有用となってきたため、現行の製造年月日等の表示に代えて、消費期限又は品質保持期限を行うこととしたものである。」と説明している。</p> <p>(2)農林水産省では、食品流通局長通達(7月17日付7食流第392号)において 食品の製造・流通技術の進歩により製造年月日表示では、食品の品質がいつまでもつかが分かりにくくなっていること、他方、食品の家庭内における保存期間の長期化等から、食品の日もちについての情報が必要となっていること、 製造年月日表示が、厳しい日付管理による過度の深夜・早朝操業、多頻度小口配送、返品等の誘因となっているとの指摘がなされていること、 国際的にも国際食品規格では期限表示が採用されており、諸外国から製造年月日表示を見直し、期限表示へ移行すべきとの意見がよせられ、また、ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉において国際規格とのハーモナイゼーションが求められていることと説明している。</p> <p>(3)これらの理由のうち、日付表示の目的については製造年月日よりも期限表示のほうが有用であることはもちろん、その他の理由に関しても、現在でも変化がないばかりでなく、さらに重要性を増してきている。 平成7年以降も食料品の国際化は種類・量共に一層の高まりを見せており、将来</p>
---------------------------	---

共に我が国の加工食品の供給に当たり、外国貿易の重要性はいっそう増加すると思われる。国際規格とのハーモナイゼーションは国際貿易における内外無差別を目指すものであり、日本だけが任意表示とはいえ製造年月日表示を奨励することとなれば、国際的にも国内産優先と言う非難を受けることになる。

国際規格とのハーモナイゼーションが期限表示への移行の理由の一つであったのであるから当然のことながら、政府は製造年月日表示との併記を避けるよう指導すべき立場にある。

また、量販店の販売競争の激化は、納入業者に対し、より新鮮な食品の納入を求めるようになってきており、一部の業者では、まだ十分に期限までの時間があるにも拘らず廃棄するような無駄を生み出している。また、製造年月日への移行後の7年の間に、生産・流通業界でもそのような無駄を避けるべく、期限表示制度のもとで様々な改善努力をしてきている。こうした努力を無視して製造年月日表示の併記を奨励するようなことになれば、再び一層消費者の心理をもあり、不必要的鮮度競争へと駆り立てることになるので好ましくない。

製造年月日の日付の切り替えは深夜0時であり、その際は日付の修正等のため生産ラインを止めなければならない。

また、より新鮮な日付を求める流通業者の要望に応えるには0時からの生産スタートとなり、その直前の時間帯には生産ラインを止めて0時待機することになる。深夜の一番労賃単価の高い時間帯に待機だけに人件費を支払わなければならない等製造業者のコスト負担は大きい。

0時からの生産のスタートでは短時間のうちに多品種小口生産することになり、それに対応する製造設備の増強等が必要となりその負担も大きい。

期限表示へ移行後7年を経過し、会員企業の消費者相談室で受け付けている消費者からの製造年月日表示の要望に関しては極めて少なくなっており、消費者には期限表示が定着していると考えられる。

45	<p>またこのように、消費者の消費期限に関する認識が年々高まる一方、製造年月日の認識は低くなっている、一般的な消費者の製造年月日に対する必要性は年々低下している。</p> <p>(4)以上を考慮すれば、製造年月日の表示は避けるべきものと考える。</p> <p>2 食品関係業界等への適切な指導について</p> <p>食品業界においては近年、虫等の異物混入問題、BSE、未承認GM食品の混入、未承認物質を食品添加物として使用したこと等従来考えられなかつた諸問題が顕在化し、その取り扱いに非常に苦慮しました。その際、どこに相談に行けば問題の解決策を指導してもらえるのかわからず、また所管官庁においても問題解決についての具体的な指示がなく、それが問題の解決に当たつて後手後手となつた要因の一つであろうかと思います。</p> <p>食品の安全に関する事項に関しては監視、処罰だけでなく問題解決のための具体的な手段・方法の速やかな指導等が望まれます。今回の表示問題に関しても、行政側の適切な対策の指示について十分意見があつたようには感じられませんので、今後食品業界が消費者の信頼を回復していく上で、問題解決に当たつての具体的な措置について行政側の速やかな指導ができる体制整備について是非検討いただきたい。</p> <p>3 相談窓口の一元化</p> <p>相談窓口の一元化は結構なことである。</p> <p>ただし、この数年間の食品の安全に関する問題が生じた際の経験では、各地の保健所毎の対応に差異があり、企業にとって何が正しい情報か又どう対処すべきか極めて迷う事態があり、場合によっては対応に遅れを生じる等事業者に混乱をもたらした。こうした問題を避けるため厚生労働省、農林水産省、公正取引委員会の中央段階での意思統一はもちろん、その地方出先機関及び地方公共団体の間での取り扱いに差が出ないような仕組みを考えてほしい。</p> <p>4 品質表示基準の統一について</p> <p>JAS法の品質表示基準では個別品目によるものと全ての加工食品に適用されるものとがあり、極力統一する方向で検討すべきだとの意見については、個別品目ごとの品質表示基準は各品目の特性に応じた必要性により定められたものであり、廃止した場合にはその品目の特性に基づく特定の情報を欠くことになるので慎重に取り扱うべきである。</p> <p>5 「賞味期限」と「品質保持期限」の用語の統一について</p> <p>「賞味期限」と「品質保持期限」の用語の統一に当たつては、食品のおいしさを示す期間であるので、従来から消費者にもなじみの多い「賞味期限」に統一すべきである。</p> <p>品質保持期限という言葉は、味覚よりも機能性を重視した表現のように感じられ、一般の食品に使用する用語としてはなじみにくい。</p>
45	

46	東京都中央区男日本 うま味調味料 協会専務理事	<p>標記「中間とりまとめ」中の、項目4.表示項目の見直し(2)任意表示 イ)表示方法も含めて任意であるものについて</p> <p>【意見】</p> <p>任意表示で表示方法も任意なものは、内容により一般消費者に誤認を与える恐れが強く、特に下記「無添加表示」はその影響が大きい。「無添加表示」に関し行政サイドからの表示基準の設定によるルール化を要望する。</p> <p>【理由】</p> <p>当協会はグルタミン酸ナトリウム、核酸等の「うま味調味料」を製造、販売する企業を会員とする業界団体である。最近、多くの食品企業、流通会社などの商品、販売資料等に「うま味調味料」の旧称「化学調味料」の無添加もしくは不使用を表示するケースがあとを絶たない。またこれらは商品パッケージ前面や資料中に強調表示されることが多く、任意表示とはいえ消費者にとっては義務表示以上に影響力がある内容である。</p> <p>「化学調味料」無添加表示は、「うま味調味料」は健康に悪い等、一部の消費者の誤った認識に基づいた内容を販売上のセールスポイントとして利用したものとみられ、無添加商品は添加したものに比較してより安全・安心であることを一般消費者に示唆したものと思われる。しかし「うま味調味料」の安全性は日本はもとより世界各国の権威ある公的機関において認められており、科学的にも無添加が有添加よりも安全などという根拠はなく、従ってこのような表示は優良誤認の恐れがある。</p> <p>「化学調味料」無添加もしくは不使用表示は一般消費者に誤認を与え、安全性が確認されている「うま味調味料」に対する正しい理解の妨げになるものと考えられる。このような動きを業界内での協議、折衝だけで抑止するには限界があり、行政サイドより無添加表示を規制する表示基準の策定を要望する。</p> <p>【備考】</p> <p>「うま味調味料」はかつて「化学調味料」と呼称されていたが、食品にうま味を付与する製品機能を正しく表しておらず、天然原料より発酵法で製造するという現行製法を反映していないなど一般名称として適切でないため、現在は「うま味調味料」に統一されてきている。</p>
----	-------------------------------	--

47	(個人) 男	<p>4(4)の表示項目の見直し・その他における製造年月日の表示に関する事項につきまして、平成7年に厚生・農林水産両省から製造年月日は不要とされ、賞味期限(品質保持期限)の表示が義務付けられ、製造年月日の表示につきましては結論が下されている事と判断するとともに、下記理由(全日本菓子協会様と同様)により、削除していただきたく、お願い致します。</p> <p>理由</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 製造年月日の表示を不要とした事により、食品の品質に関して特に不都合や問題は生じていない。 2. 製造年月日の表示を不要として以降、製造加工技術は一層進歩し、定温流通も一般化してきており、製造年月日を品質劣化の目安とする事がますます薄弱になってきている。 3. 国際規格では期限表示であり、製造年月日の問題を取り上げる事は、国際的な基準との整合性に逆行する事になる。 4. 製造年月日の表示は、消費者の鮮度志向を一層煽る事になり、製造者に深夜製造、多頻度少量配送等多大な負担を強いるばかりでなく、返品・廃棄量が増加し、社会・経済的にも大きなロスをもたらす事になる。
48	東京都大田区 男 第一屋製パン株式会社代表取締役社長	<p>製造年月日の表示について</p> <p>当社は以前よりフリーダイヤルシステムにより、消費者の声を幅広く吸い上げる努力を続けておりますが、平成7年の製造年月日から期限表示への移行後の約7年の間に、消費者からの製造年月日表示復活の要望は全く無く、かつ製造年月日が記載されていないことに対する問い合わせも極めてまれであります。また、製造年月日の併記を継続してきた和生菓子について、本年7月16日以降製造年月日を削除し期限表示に一本化しましたが、今日に至る約2ヶ月の間に、これに対する苦情は一切受け付けておりません。これらの状況から、当社としては期限表示が製造年月日に代わるものとして消費者に幅広く浸透し受け入れられているとの認識を持っております。</p> <p>最近の食品の偽装表示問題を契機に、製造年月日表示の復活や任意併記表示の奨励ともとれる意見が一部から出されていることは十分承知しておりますが、折角今日まで培い育んできた期限表示の認知度が、一部メーカーによる不祥事で壊されることがあってはならないと考えます。</p> <p>今一度、期限表示が製造年月日に代わるものとして導入された経緯と消費者に幅広く受け入れられている現実を再認識していただき、時計の針を逆回転させるような製造年月日表示の復活や任意併記表示の奨励を絶対行わないよう切に要望致します。</p>

49	名古屋市名 東区 男 愛 知県消費者 団体連絡会 代表幹事	(別紙13)
50	東京都中央 区 男 日本 食品添加物 協会会长	(別紙14)
51	日本チョコ レー卜協会 東京都港区	(別紙15)
52	神奈川県相 模原市 男 61 会社員	(別紙16)

53	全国製麵協 同組合連合 会 東京都江 東区	(別紙17)
54	全国豆腐油 揚商工組合 連合会 東京 都台東区	(別紙18)
55	全国生鮮加 工食品流通 協議会 東京 都江東区	(別紙19)
56	東京都中央 区 (社)全国 清涼飲料工 業会技術部 長	(別紙20)
57	東京都府中 市 男 51 会社員	(別紙21)

58	(社)日本パ スタ協会	(別紙22)
59	東京都八王 子市 男 55 会社員	(別紙23)
60	名古屋勤労 市民生活協 同組合 名古 屋市名東区	(別紙24)
61	(社)日本惣 菜協会 東京 都千代田区	(別紙25)

62	埼玉県所沢市 男 42 会社員	製造年月日表示の導入に反対。 十分飲食に耐える食品が、「日付がちょっと古い」だけで売れ残り、廃棄されるないし不當に廉売される可能性が高いので。 限られた容器面積内に、製造年月日と品質保持期限の両方とも表示されることが消費者のニーズに合っているとは思えないし、メーカーにさまざまな負荷を課すだけである。
63	東京都稻城市 男 36 公務員	「7 組織・法律の見直し」中法律の件について、品質保持期限/賞味期限の分野では、同じコーデックスが二重の法制になっていることを考えると、法律の一元化が不要とは言えない。各取締法に「表示については、とりまとめ法第 章の規定による。」という記述を入れ、それに併せて遵守されない場合の取り締まりの特例をとりまとめ法に記載すれば「それぞれの観点からの独立したチェック」の確保は難しくないのではないか。無論、とりまとめ法に既存の法律(優良誤認というワイルドカードを切ることのできる景表法を使うのが尤も望ましいのではと考えている。)を使う場合は、目的の加筆も必要になる。
64	東京都杉並区 男 47 食品製造・販売	<ul style="list-style-type: none"> ・今回、発生した食品企業による虚偽表示は企業倫理の問題であり、必ずしも表示制度上の問題ではないと思います。ですから表示制度の見直しで虚偽表示の再発防止を行おうとするのは、解決の方向性に疑問があると思います。 ・商品選択上の表示については最大多数という視点からの優先順位づけが必要であります。また、食品の衛生上の危害防止の表示とは根本的に異なることを明確にすべきであると思います。 ・トレーサビリティは用語のみが先行している感があるため、用語の統一及び消費者への啓蒙の推進も必要であると思います。 ・行政機関への質問等に関してメールによる問合せも可能にしてほしい。 ・食品を製造するメーカーは中小企業が多く、必ずしも表示制度を充分理解しているとは限りません。監視を行うことも必要であるが、表示違反例等を解説し、啓蒙していくことが必要と思われます。地域でフレキシブルに対応できる相談窓口を開設して欲しい。 ・品質保持期限及び賞味期限の用語の統一等、直ぐに対応が可能で、且つ、直接的に消費者の商品選択に係わらないものについては、省庁間で連携し、即断的に決定すべきと思います。

65	横浜市栄区 男 65 団体 職員 (JAS調査会委員)	<p>「食品の表示制度に関する懇談会中間取りまとめ」についての意見</p> <p>3. 現行の食品の表示制度の問題点 「食品の表示の仕組みは食品衛生法、JAS法、景表法等の分散して規定されており、消費者、事業者双方にとって分かりにくいところがあり、表示ルールについて整合性、情報提供、監視体制などでも統一に欠けるところがある。そのため消費者、事業者双方にとって分かりやすいものとすることが必要である。」という中間報告にありますが、そのとおりと思います。 そのために食衛法、JAS法等を合わせた1本化した形で「食品の表示規則」なるものを新たに創設し、このなかに表示要件を包括させたうえ、さらにそれを具体的に解説した「食品表示ガイド」を出されることを提案します。</p> <p>4. 表示事項の見直し 中間報告に表示の見直しをする場合、「商品選択の上で重要なものと、衛生上の事故・危害の防止のために事業者に行わせる必要があるもの」を考慮にいれるべきとされていますが、かといって、現行の表示事項は国際的にみて不十分とは思いません。報告のなかに健康志向の高まり等についても考慮すべきと提言されています。多分、それに当たるものに栄養表示があるかと思います。わが国では任意ですが、米国では強制化されているわけは、米国では肥満に起因する成人病が社会問題になっているからであり、わが国のように健康への関心が高いとはいっても、重篤な社会問題になっていない場合には表示の強制化は必要ないと考えます。 衛生上の事故・危害防止に関しては、すでに期限表示、保存方法、食物アレルギー表示、製品の取り扱いに関する注意点の警告表示等がなされ、国際的にも整合した表示と考えます。もしそれ以上の情報を知りたい場合は、お客様相談室等の電話で聞くことができます。</p> <p>5. 情報提供等 消費者、事業者双方が各表示制度を一覧できるパンフレット作成も結構ですが、多くの消費者が自由にアクセスできる各省のホームページの活用を希望します。この際「表示制度」の欄を設けていただければ見つけやすいと思います。 相談窓口の一元化については、今後、食品表示の基本的な内容について行政の組織を超えてトレーニングを積み、相互に人材を補完しあえば、窓口は一元化する必要はないと思います。消費者の身近にある行政の窓口で消費者にサービスすべきではないでしょうか。</p>
----	-----------------------------------	--

66	埼玉県さいたま市 男 34	<p>・今の表示に関わる法律は、各省庁がそれぞれの立場で定めているが、バラバラなため消費者おろか生産者にも大変分かりにくい。</p> <p>・CODEXなど国際基準との整合性は、表示だけでなく全ての分野で早急に対応すべき。</p> <p>・食品衛生法、JAS法、景表法との連携をとるとなっているが、輸入品は原産国表示をしなければならないので関税法とのすりあわせをしてほしい。</p> <p>・製造年月日を任意で表示することになると、食品流通の実態に合わせて期限表示に変えたことに逆行すると思う。</p> <p>・食品流通は広域に流通している実態を考えれば、条例などで個別に基準をつくることはやめて欲しい。つくるとしても一つの窓口で対応できるようにしてほしい。</p>
67	株式会社タカキベーカリー 広島市安芸区	<p>「食品表示制度に関する懇談会中間取りまとめ」に対する意見</p> <p>1.製造年月日の併記について</p> <p>中間とりまとめ：(項目4表示項目の見直し(4)その他)で「製造年月日については現行制度の下でも任意で表示することが可能であることを確認すべきとの意見があった」とあるが任意表示と義務表示の概念は見る側から区別がつきにくく、また、近年の食品の製造・流通技術の進歩、国際規格との整合性等、期限表示一本化に移行した経緯及び、表示の合理性の確認からも一本化の統一を継続して計っていくべきと考える。</p> <p>2.相談窓口の一元化について</p> <p>中間とりまとめ：(項目5情報提供等(2)相談窓口の一元化)で「消費者、事業者双方の利便、各表示制度の整合的運用の観点から各表示制度の相談窓口を一元化することが求められている」とあるが、表示は様々な情報提供のツールとしてますます活用されると共に精度の向上が必要と思われる。消費者、事業者双方の利便性等を考慮し、行政区分、行政機関により運用解釈が異なるよう整合性を計る機関及びそれを相談する窓口は必要と考える。</p> <p>3.用語・定義の統一</p> <p>中間とりまとめ：(項目8おわりに)で「品質保持期限及び賞味期限の用語の統一等」とあるが、定義を含め同義と思われる用語については、消費者の利便性等を考慮し速やかに統一を計られるよう、また同様な物で品名及び名称についても表示の中ではほぼ同義として使用されており統一を計るべきと考える。</p>
68	マ・マーマカラ二株式会社 栃木県宇都宮市	(別紙26)

69	広島県竹原市 アヲハタ 株式会社品質管理部	(別紙27)
70	日清フーズ株式会社	(別紙28)
71	東京都江東区 男 56 会社役員	(別紙29)
72	(個人) 山口県	(別紙30)
73	愛知県半田市 男 59	(別紙31)

74	東京都練馬区 男 73 団体役員	(別紙32)
75	(個人) 香川県	(別紙33)
76	(個人) 京都 市	(別紙34)
77	日本プレミックス協会 東京都中央区	(別紙35)
78	千葉県柏市 男 62 全蒲連専務理事	(別紙36)
79	協同組合全日本洋菓子工業会 東京都港区	(別紙37)

80	埼玉県上尾市 男 会社員	製造年月日の表示による弊害(深夜労働、小口多頻度配送等)が指摘されており、期限表示をすることによって改善されている。しかし、製造年月日の併記を要求されるケースが散見される場合があると言われており、日付表示を期限表示一本にすることを周知徹底する必要がある。
81	(社)日本冷凍食品協会 東京都中央区	<ul style="list-style-type: none"> * 使用文字の大きさの統一 8ポイント、5号使用するなど、法律によって統一がとれていない。 どちらか一方に統一してほしい。 * 国名の記載方法の簡略化 アメリカ(U.S)ニュージーランド(N.Z)のように、一般的に使用されている国名を一覧表としてポジティブ・リストを作成し簡略国名の使用が出来るよう要望します
82	千葉県八街市 男 会社員	<ul style="list-style-type: none"> *品質表示基準と個別品質表示基準について 品質表示基準を細分化することで、表示基準が複雑となり、分り難くしている。絶対に必要な表示事項名を絞りこみ品質表示基準を一本化するよう要望します。

83	横浜市青葉区女食政策センター・ビジョン21	<p>1. 目的：消費者中心主義に転換</p> <p>食品表示の目的は、「消費者の選択権の保証」であり、食品表示行政はこのことを土台にすえて新たに構築し直すべきです。中間報告では、これまでの農水省と厚生労働省の表示制度を寄せ集めた形での提言にしかなっていません。消費者の知りたい情報が提示される表示制度になって初めて選択権が保証されます。そのためにはこれまでの考えを引きずる部門の調整などではなく、消費者の立場に立った新たな表示制度を検討する部門を独立して作るべきです。農水省、厚生労働省の省益、縛張り争いの犠牲にしてはなりません。</p> <p>JAS法、食品衛生法など法律が分散してわかりにくい点が指摘されていますが、それを生かしてなどと今回の報告のようななまぬるい改正程度なら、単に延命をはかっただけで改革にはなり得ません。これまで位置付けられてこなかった、消費者の立場に立った新しい食品表示の法制度をいまこそ、つくるべきです。続出している食品表示偽装、違反事件はこれまでの制度が不備だった証しなのですから。遠からず、食品安全法を制定し、消費者の安全確保、予防原則、選択権の保証を目的とし、ここに表示制度を盛りこむことを目指してください。</p> <p>1. 表示項目：全面表示を！それが安全性向上に役立つ「消費者が必要とする情報が増加傾向にあり、複雑化すると分かりづらくなる」と指摘していますが、今まで消費者が必要とする十分な情報提供がされていない表示制度であったことの反省がありません。「わかりづらい」などというのは消費者の立場に立っていないから言える発想です。食品添加物の全面表示を消費者は求めてきましたが、「表示が多くなりわかりづらくなる」という今回同様の、業者寄りの理由で拒否してきたのが国の姿勢でした。外圧によって一挙に全面表示が導入されましたか、わかりづらいという事態は起きていません。使用した物質、素材の情報を全面表示すべきです。</p> <p>また、今まで表示しないで済んできた項目が表示されるようになれば、業者は不都合な物質は使用しなくなり、安全性が向上することも消費者の利益として重要な点です。</p> <p>食品添加物では一括名表示や表示免除となっているキャリーオーバー、加工助剤、栄養強化目的などの物質の表示化が必要です。食品添加物違法使用の続出の背景になっています。</p> <p>農産物では使用農薬を表示させるべきです。今回のような違法農薬使用事件が起こる背景を正せます。</p>
----	-----------------------	--

83

遺伝子組み換え食品の表示はあまりにも不充分です。大豆、トウモロコシの24品目のみ表示対象ですが、流通を認めたすべての組み換え食品の表示が必要です。また、食品組成上位3品目で5%以上という制限を撤廃すべきです。EU議会は0.5%以上から表示義務を決めましたが、検出限界値以上の混入のあるものは表示するのが筋ではないでしょうか。

コストのかかる、また検知精度が要求される製品での検知技術によって表示対象を限定している現行制度は見直すべきです。加工前の原料農産物の段階で、分別か不分別かわかるし、検査も低成本で簡単に調べられる。農産物の送り状に記録させ、それによって製品に表示が可能です。油、醤油などこれまで表示免除のものが表示可能になるのです。油には蛋白が残っていないからというのが表示できない理由として説明されますが、それは正しくありません。油は純度100%ではなく、微量の蛋白などが不純物として残っています。わずか10μグラムでもアレルギー患者は反応するので、油に表示がないことは消費者としては強い不安・不満となっています。

英国の実験で、組み換え大豆食品を食べた人の腸内バクテリアが組み換えDNAを取り込んだことが報告されています。安全性を脅かす新しい知見が次々と出ていますが、それらに対する迅速な対応が採られる体制にないことはBSE発生の責任に対する十分な反省がされていない証拠です。遺伝子組み換え食品でその二の舞とならないよう「予防原則」に立った対応を早急に取るべきです。

安全性評価の見なおしが急がれますか、少なくとも消費者が選択できるよう組み換え作物を原料にするものすべてに表示がされるべきです。

84

(個人) 群馬県農政部蚕糸園芸課企業流通グループ

(別紙38)

85	名糖産業株式会社食品開発部 名古屋市西区	<p>1. 5ページ「5(4)その他」中の製造年月日表示について 製造年月日表示については既に平成7年厚生・農林水産両省より必要ないとの通達が出られており、また、下記の理由より、改めて任意表示の議論は不用と考えますので5ページ下3行目から6ページ上2行を削除していただきたくお願い致します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賞味期限表示のみで食品の品質に関し不都合や問題点は生じていない。 ・期限表示が国際規格であり、製造年月日の問題を取り上げることは、国際的な基準との整合性に逆行する。 ・製造年月日表示は、消費者の鮮度志向を一層煽ることになり、少量多品種生産・多頻度少量配送など多大な負担がかかり、社会的・経済的にも大きなロスをもたらすことになる。 <p>2. 9ページ「7. 組織・法律の見直し」 一つの法律に対し、色々な部局からの通知・通達が出されており、表示に関係するものも多く、このことも法律を分かりにくくしている原因の一つと考える。 これらの通知・通達、また、他省庁が管轄する法律も含めた関連する法律との関係などをわかりやすくして欲しい。</p>
----	----------------------	--

86 86	<p>社団法人日本植物油協会 東京都中央区</p> <p>1 製造年月日の任意表示について</p> <p>懇談会中間とりまとめの「4 表示項目の見直し」中に、「製造年月日を任意で表示することは可能であることを確認すべきとの意見があった」という記述があるが、懇談会でそのような意見があったとしても、中間とりまとめの文面に記述るのは、適当ではなく、削除すべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>(1)加工食品の期限表示への移行は、食品衛生法及びJAS法の改正により、もっぱら行政主導で行われたものであり、従来の製造年月日表示に代えて期限表示に転換するという制度改正であった。この改正がされた平成7年当時の行政当局の説明は、次のようなことであった。</p> <p>食品の製造、流通技術の進歩等により、製造年月日表示では食品の品質がいつまで保てるかが分りにくくなってきており、他方、食品の家庭内における保存期間の長期化等から、食品の日持ちについての情報がますます必要になっていること。</p> <p>製造年月日表示が、厳しい日付管理による深夜、早朝操業、他頻度小口配送、返品等の誘引となっていること。</p> <p>国際的にも、国際食品規格では期限表示が採用されており、EC及び米国から製造年月日表示を見直し、期限表示へ移行すべきとの声が寄せられている。</p> <p>(2)この当時は、製造年月日表示が必要だとする一部の消費者団体等から、かなりの反発があったと思われるが、平成7年2月の厚生省生活衛生局長通達及び農林水産省食品流通局長通達では、「製造年月日表示表示は必要ない」、「製造年月日表示を避け期限表示のみを行え」とあるように、任意であろうとも製造年月日表示はしてはならないという強い行政指導であった。このように、従来の製造年月日表示から期限表示に制度転換をしたものである。</p> <p>(3)この期限表示の導入により、時を同じくして成立したPL法(製造物責任法)との関係で、商品の表示期限前までに食中毒事故等を起こせば、新たに、PL法の製造物の欠陥による拡大損害責任も問われることになった。すなわち、製造者等は、末端商品までの流通保管・管理等の実態を十分把握し、期限の表示を刻印せねばならなくなり、期限表示への転換で製造者の責任は格段に重くなった。</p> <p>(4)このような経緯等で導入された期限表示に加えて、任意であれ製造年月日表示をもできるということになれば、消費者の購買行動は、期限表示よりも製造年月日表示を重視することになると考えられる。このことは、少しでも古い日付けのものは売れ残っていくということであり、その結果、当該商品は安売りの対象品になるか、あるいは返品の対象となると考えられる。このようなことになると、製造者を圧迫することになるほか、膨大な食品ロスの発生を伴うことにもなると考えられる。環境問題・ゴミ問題から廃棄物の減量化が叫ばれる今日、行政当局が制度的に任意の製造年月日表示を容認することになれば、国民経済的にも失うものが多くなるほか、ゴミ問題を含めた環境対策にも逆行することになる。</p>
----------	--

86

2 トレーサビリティについて

懇談会中間とりまとめの「4 表示項目の見直し」中に、「トレーサビリティについては、表示の信頼性の向上や、衛生上の事故・危害発生時の原因究明の観点から活用すべきとの意見があった」という記述があるが、第5回懇談会の場に、日和佐委員(全国消費者団体連絡会)が意見を提出されていることが反映されていない。

日和佐委員の意見は、「トレーサビリティについて、表示の信頼性担保を目的とすると、大変な社会的コストが必要となり、現実的ではありません。トレーサビリティは、本来、食中毒やBSEなどの危害発生の際に、消費者からさかのぼって原因究明と対策が速やかに実施することを目的とした制度であることを明確にして、具体化をすすめるべきです」と提言されている。

日和佐委員の意見も中間とりまとめの中に記述されたい。

87 (個人) 男

製造日表示の復活に反対

消費者には単なる鮮度競争を激化させるのみで
あり、またメーカーには負担をかけるため。

88 東京都目黒区 男 会社員	<p>1. 義務表示について</p> <p>JAS法の品質表示基準や容器包装リサイクル法の識別表示、食品衛生法のアレルギー表示など、義務表示は沢山あります。さらに、任意ではありますが栄養表示も求められています。しかし、表示スペースには限りがありますので、全部載せようとしますと文字だらけで分かり難いものになってしまいます。高齢化の対応で大きな文字が求められており記載できる情報は少なくなり、矛盾を生じてしまいます。</p> <p>消費者が本当に必要な情報は何か、また、中間報告にあるように、容器包装に直接表示する方法以外の手段についても、早急に検討いただきたい。</p> <p>2. トレサビリティーについて</p> <p>BSE問題以降、トレサビリティーについて取り上げられているが、トレサビリティーの定義がはっきりしない。メーカー側からみれば、原料に問題があった場合に、その原料を使用した製品は何か、また何時、どの工場で、何処まで出荷されたかをトレースし、回収の必要があれば、速やかに対応できるようにする、いわゆるレースバックが重要となります。消費者からみれば、商品に使用された原料や製造状況などの情報提供が重要となります。しかし、情報提供といつても何処までの情報が必要なのかはっきりしていません。製造日や製造工場は現在でも速やかにわかりますが、加工食品の原料に海外産の加工食品が使われていた場合、その原料の履歴を遡るわけですが、トレースは難しいのが現状です。外国と国産で法律も違い、例えば使用出来る添加物や農薬も異なってきます。抗酸化剤や食塩の問題はその良い事例です。</p> <p>何処まで遡るのかどのレベルまで求められるのか、その論議無しにトレサビリティーを論じていきますと、同床異夢となってしまいます。トレサビリティーの定義を明確にして、且つ、どこまでの情報提供が求めらか論議していただきたい。</p> <p>3. 製造年月日併記について</p> <p>品質保持期限・賞味期限だけでなく製造年月日も表示することが要望されていると聞きますが、製造年月日の併記には反対します。平成7年の局長通知にも「製造年月日を避け、期限表示のみを行うこととされたい」とあります。行政の強い指導で期限表示に変更したわけですので、その点は考慮いただきたい。</p>
-----------------	---

4. 加工食品の原料原産地表示について

加工食品といつても多きに渡り、冷凍野菜や缶詰のスイートコーンのように原料が単品である場合は、表示の意味もありまた実行可能とは思います。

しかし、複合原料や複数の原料から構成される加工食品(これが大多数)の場合、表示する意味もうすく、実行性も大変難しいものがあります。

わが国における食糧は輸入品に頼らざるを得ないわけですが、加工食品の原料で、複数の国から輸入して使用するものも多くあります。例えば、牛肉でアメリカ産の次にオーストラリアのものを使用した場合、その時点でラベルを代える必要が生じ、多大なロス

になります。また、例えば、A国産牛肉を使用していたが、有害物質汚染があり使用できなくなった場合、メーカーは速やかに代替のB国産の原料を使用し製品を製造します。これは供給責任があるからですが、急遽ラベルを変更することは出来ません。

そうしますと、表示違反を避けるためには製造をストップとなります。いずれにしても多大なロスとなります。実行が無理な法律が施行されると、食品産業の活力を失わせ、倒産の引き金になります。

また、輸入品との整合性も取らなければ、国内から製造業が逃げ出すことになります。

一律に加工食品に対して原料原産地表示を行うことは、絶対に反対です。

温泉たまごについてですが、温泉たまごの名称の規定は、温泉によりその温泉の熱を利用して製造するものと思いますが、現在コンビニ等で販売されている遠赤外線処理したもの、レストラン等で真水加熱したもの、温泉を人工加熱したもの、も温泉たまごというのでしょうか？又、電気製品で温泉たまご造り機と表示され販売されていますが、表示違反ではないでしょうか。食品名を表示するにも名称の規定を決めてください。本物の温泉たまごも世の中にはあるはずです。宜しくお願いいたします。

90	生活協同組合コープながの組合員(6名連名)	<p>1.食品表示に関する原則事項を、政府において検討されている食品安全基本法(仮称)に規定するとともに、食品表示に関する法律を一本化することが、最も消費者に分かりやすい表示になると考えられます。</p> <p>2.その際に、消費者も参加して食品表示のあり方を一元的に検討する場を改めて設置することも必要です。</p> <p>3.「表示制度を担当する組織については、(中略)専門的知識を有する行政組織がそれぞれ担当することが適当である」とありますが、BSE(狂牛病)や表示偽装事件は、縦割り行政の弊害もひとつの要因と考えられます。こうしたことを踏まえ、食品表示を管轄する省庁から表示に係わる部署を独立させ、内閣府に設置される食品安全委員会(仮称)の中に組織することが望ましいと考えます。</p> <p>4.現在、消費者への情報提供のひとつに、パンフレット等の配布がされていますが、保健センターなどでしか手に入らず、そういうものがあることすら知らない消費者が多い状況です。食品を販売する小売店やスーパーなどに置いておくなど、配布方法について検討してください。</p>
----	-----------------------	--

91	東京都目黒区 男 遺伝子組み換え食品いらない！キャンペーン代表	<p>1 食品の表示制度の目的について 食品表示制度は、消費者の知る権利、選ぶ権利を守るためにある。その上で「安全」な食品の選択に役立つことが必要であり、安全な食品の供給を受けるために、衛生上の事故・危害の防止(食品の安全の確保)に役立つこと、正確で誤認を生じさせないために「全原材料の全面表示」をすることは、その当然の前提条件である。 表示は利用する消費者がその主体となるものであり、したがって、表示は、消費者にとって微量成分まで含めた全原材料名の、全面表示であることが大前提であり、わかりやすいことが表示の簡素化に結びついてはならない。。</p> <p>2 現行の食品の表示制度の問題点について 表示制度が複数の法律に分散しており縦割行政の典型であることがまず問題である。 各表示制度に基づく表示項目・表示内容の整合性がとれておらず、用語や定義の統一性が欠けているものがある。解釈等に関する情報提供などの運用面でも統一性に欠けている。 監視体制や是正措置も各制度によって異なり、連携が十分でないことについてはこれまで是正を怠ってきた政府の責任は重大である。</p> <p>3 表示項目の見直し 義務表示項目については、多くの消費者にとって商品選択の上で重要なものと、安全性に疑問のあるものを避けるため、予防原則に基づいて事業者に行わせる必要があるのは当然である。 消費者が安全な食品を選択するために全原材料名の全面表示の他、品質、製造方法、産地などの表示を義務づけるべきであるが、トレーサビリティシステムも併せて整えるべきである。表示とトレーサビリティは表裏一体である。 遺伝子組み換え食品のように消費者の不安が強く、表示の要望の多い食品については、一歩近んで、現行制度の全面見直しが必要である。 任意表示のうち、特定の項目を記載する場合その表示方法は、義務表示項目にあわせる。 複数の法律において用語や定義が異なっている表示項目等については、消費者の安全な食品を選択するために必要な内容を持った表示にする。特に事業者のメリット表示などは、誤認のおそれがあるので再考すべきで <small>タマ</small></p>
----	---------------------------------	--

4 情報提供等

消費者の表示に関して「知る権利」、「意見を述べる権利」、「消費者教育を受ける権利」を守るように関係機関が情報公開を徹底的に行うべきであり、特に知的所有権を楯に公開を怠っている現状は是正すべきである。

5 表示違反の監視、是正のための措置について

食品表示に関する監視体制の一層の充実強化を図ることが重要である。

厚生労働省、農林水産省から完全に独立した第三者機関による監視体制を設ける。事業者による表示違反行為の抑止力とするため、罰則の強化を含めた厳しい是正措置が必要である。

監視結果、違反については直ちに消費者に公表し、常に透明性を確保するべきである。

6 組織・法律の見直しについて

各府省は共通用語、共通項目の整合性を図るために検討を行う。

表示の不正摘発、監視の実行機関として、罰則の実行、告発の権限を備えた、行政から独立した機関を設け、その中に消費者代表を入れること。

食品に関する行政全般の中で、表示に関する組織・法律のあり方について多方面の消費者の意見を採り入れ、食品安全行政に関する信頼を得られるように検討していくことが必要である。

7 遺伝子組み換え食品表示については全面的に見直すべきである。

全ての食品を表示対象とすること

表示の対象を上位品目に限定することを止めて、ごく微量でも表示すること。

混入率を欧州並みの0.5%まで引き下げる。

表示のうら付けを、検証の可否から、トレーサビリティに変えること。

種子も表示すること

種子には混入率を設定せず、0%混入とする。

飼料も表示の対象とすること。

肥料も表示の対象とすること。

組み換え飼料を用いた家畜製品についても表示を行うこと。

92 株式会社不二家品質保証部	<p>『表示項目見直し』の任意表示で5頁下3行目から6頁上2行目に関して記述のある製造年月日表示については見直しの必要は無いと言う結論です。既に海外(特に米国)との貿易摩擦を解消するため相当の論議を経て、平成6年12月にJAS法および食品衛生法の改正がなされ、期限表示に切替えた経緯を踏まえ慎重に取り扱うべきです。</p> <p>[理由]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当社では製造年月日を不要にした事による、食品の品質に関して特に不都合や問題は生じていない。 2 製造者が責任を持って保証する期限表示の採用により、食品業界では品質保証に関する製造技術が向上し、常温での流通も一般化し、消費者にも低コストで商品提供出来る様になっている。 3 国際規格は期限表示であり、製造年月日を取上げる事は国際的な基準と整合性が合致せず、再度貿易摩擦を起す原因になりかねないと思われます。 4 製造年月日表示は消費者の鮮度志向を煽る事になり、製造者に深夜残業や多頻度少量配送等の多大な負担を強いるばかりでなく、期限切れの返品や破棄処分量が増加して、経済的に大きなロスを生じる事になる。 5 製造年月日の採用は表示にこだわっての無理な製造競争が食品業界で起こり、逆に食品の事故が増加する事が懸念されます。
93 京都市下京区 男宝酒造株式会社 品質保証グループジャネラルマネージャー	<ol style="list-style-type: none"> 1. 意見 : 「製造年月日」の表示について。 現在の期限表示に加えて、製造年月日を併記表示することは、避けていただきたい。 2. その理由 : 国際規格とのハーモナイゼーションがとれない。 GATTウルグアイ・ラウンド交渉において、わが国も製造年月日から期限表示に移行し、消費者の理解を得られる段階になっていると判断します。 国産品のみ併記表示することとなれば、輸入品との整合性もなくなり、消費者に混乱を招くことになります。 表示スペースがない場合もあり、表示しても判読しにくい。 表示すべき事項が多くなっている昨今、消費者が製造年月日を正確に読み取れる適切な大きさに表示することが難しく、小さな容器では実質的に表示できるスペースが取れないことも発生します。

94	東京都墨田区 男 アサヒ飲料株式会社SCM本部生産技術担当	<p>「製造年月日」の記載の任意表示について、以下の理由により、認めることには反対です。</p> <p>(1) 清涼飲料水製造業はもとより、全ての食品メーカーでは、より長い期間賞味いただける加工技術の開発を常に行ってています。(例えば清涼飲料水では、気体の透過性の低いPETボトルを使用する事で、賞味期限を長くする取組が行われています。)その結果賞味期限をより長く設定できる製品が開発され、コスト低減や資源の無駄の回避につながっています。実際にPETボトル入り清涼飲料水製品は、メーカー・製品によって6~12ヶ月レベルで異なった賞味期限が設定されています。「製造年月日」を併記するとなると、消費者が「製造年月日」から独自に自分なりの賞味期限を設定してしまい、折角の技術努力が無に帰してしまいます。</p> <p>(2) 各国の表示制度や世界規格(包装食品CODEX表示規格)においても「製造年月日」ではなく、いつまで食べられるかという「賞味期限」等の表示を採用しております。このような中にあって、食品の半分以上を輸入している我が国が「製造年月日」の表示を認める事となると、貿易障害となり世界各国から非難されることにつながりかねません。</p> <p>勿論、義務表示ではありませんが、流通(大手スーパー、大手コンビニエンスチェーン、生活協同組合)等からの納品の前提条件となることは容易に推測され、実質的には義務表示となってしまう為です。</p> <p>また、輸入品については、これ以外にも、輸送の時間がかかる為、どうしても「製造年月日」の日付が古くなるというハンディーを追う事になります。</p> <p>(3) 「製造年月日」が記載されていると、消費者はできるだけ新しい日付の商品を選択する事となり、まだ充分商品価値のある食品が購入されず廃棄につながり、資源の無駄が発生する事となります。</p> <p>(4) 賞味期限の短い商品(豆腐・牛乳・パン等)の製造においては、できるだけ新しい表示の方が良いという消費者の心理に対応する為、夜中の12時を待って製造開始する等の不毛な製造時間の競争につながり、ひいては意図的な虚位表示の発生にもつながりかねません。</p> <p>(3)と(4)については、期限表示が導入された平成7年に、「製造年月日」の功罪として充分に議論された内容であり、その時と現在で状況の大きな変化はないと判断されます。</p> <p>(5) そもそも「製造年月日」を記載しても、消費者にとってのメリットは「より加工時期の新しい商品を選択できる。」のみであり、自己満足の域を出ないと推測されます。一方、それを、実施する為の食品メーカーの負担は決して少なくなく、印字機械の設備の更新・商品のデザインの変更による印刷版の費用等の経費が発生いたします。結果として、メーカーの経費負担のみが増加し、得られるメリットは少ないと判断されます。</p>
94		

95	東京都中央区男味の素株式会社品質保証部長	<p>1. 食品添加物の無添加表示について (4 表示項目の見直し(2)任意表示)4ページ [意見] 食品添加物の無添加表示は、現在、表示方法も含めて任意であり、一部の食品メーカーが無添加表示を強調するような表示を行なっています。しかし、これは優良誤認等消費者に誤った認識を与えかねない表示です。今回の懇談会では直接話し合われていない内容ですが、無添加／不使用との表示はイ)表示を含めて任意であるものではなく、ア)特定の項目を記載する場合には、合わせてその表示方法が義務付けられるものに位置付けを変更するようご検討をお願いいたします。 [理由] 「食品添加物を使用していません。」「保存料、着色料、香料不使用」という表示は、食品添加物を使用していないほうが安全であるという、消費者に誤った認識を与えかねない表示です。表示は正しい情報を提供するためのものであり、法で認められた食品添加物の安全性に疑問を抱かせるような誤った情報を与える表示は表示方法を規制することが望ましいと考えます。</p> <p>2. 製造年月日表示について (4 表示項目の見直し(4)その他)5ページ [意見] 製造年月日表示については現行制度のもとでも任意で表示することは可能ですが、賞味期限に製造年月日を併記することは消費者に過度の鮮度志向を抱かせる事となるので、製造年月日表示の併記は慎重にすべきと考えます。 [理由] 賞味期限に加えて製造年月日を表示すると、消費者への情報量は増えるかもしれません、かえって、その情報により一部の流通業者や消費者が過度の鮮度志向に走り、結果として、製品の廃棄が増える、午前0時に製造を開始するような無理・無駄の多い操作を求められるという状況に陥りかねません。また、併記のための製造メーカーの設備投資も多大であり、コスト増に繋がります。このように、デメリットの多い製造年月日併記は慎重にすべきと考えます。</p> <p>3. 要望 食品表示に対する消費者の信頼の崩壊に対し、食品表示の改正だけで全て問題解決を図ることは不可能であり、表示の改正に併せて、消費者への食品に関する必要な知識、正しい知識の教育を行なうことが必要であると思います。</p>
----	----------------------	---

96 (社)全国ビスケット協会 東京都港区	<p>5ページ下から3行目より6ページ上から2行目までの「さらに、」以下の文章を次のように修文していただきたい。</p> <p>さらに、製造年月日表示については、相当の議論を経て、平成6年12月にJAS法および食品衛生法の改正により、期限表示に切り換えた経緯にかんがみ、慎重に取り扱うべきとの意見があった。</p> <p>【理由】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 現在、ビスケット類を含むほとんどの加工食品は、「賞味期限」表示を行っており、消費者にすでに定着していること。製造年月日表示を期限表示に切換えて以降、消費者から賞味期限表示について、とくに苦情が来ていない。 2 また、それ以降、食品の製造加工技術が相当進歩し、製造年月日を品質劣化の目安とする根拠がうすれきっていること。 3 国際規格では期限表示を採用しており、製造年月日表示をここで取り上げることは、国際規格との整合性に逆行することになる。 4 期限表示切換え以前に経験しているが、製造年月日表示は、消費者の鮮度志向をあおるばかりでなく、製造業者に深夜製造、多頻度少量配送問題等多大な負担を強いることになり、ひいては返品、廃棄量の増大につながり、社会的、経済的にもおおきな損失となること。 5 なお、「賞味期限」については、「消費期限」とややまぎらわしいので、消費者に対するこれら用語の解説について、ご当局はもっと啓発に努められたい。
97 株式会社銀座コーナー	(別紙39)

98	横浜市港南区 男 59 会社員	<p>食品の表示は、「その食品の必要かつ重要な情報を製造者または販売者から消費者に直接伝えることのできる非常に有効な方法」です。</p> <p>しかし、一部の人たちは知る権利の手段として、「総ての情報を商品に表示すべき」と主張していますが狭いスペースになんでもかんでも記載すると必要な情報、重要な情報の区別がつかなくなってしまいます。従って、食品の表示は健康危害に係る事項等必要最小限にし、その他の情報はインターネット、カタログ、パンフレット、説明書等別の手段で個別に詳しく提供するべきと考える。</p> <p>現行の食品表示制度は、表示の内容、方法等を生産者・販売者に対して、如何に表示をしなければならないかという制度のように思われる。つまり表示を見る消費者に対する配慮が著しく欠けている。栄養表示を例にとると、表示のやり方については文字の大きさ、項目の記載順序まで細かく規定されているが、この栄養表示の使い方(活用方法)についてはほとんど扱われておらず、通知等で「保健所等の栄養士さんが栄養表示を使って栄養指導するよ」と抽象的・簡単に伝えられているにすぎない。米国の場合、法律の名前からもきちんと「栄養表示・教育法」となっており、内容も消費者に目を向けた制度となっている。更に、米国、英国、オーストラリア等では栄養表示の法律を作るだけでなく、その制度を一般消費者にうまく活用してもらうため、制度を作った行政(中央)が中心となってインターネット、解説パンフレット等で積極的に使い方とメリットについてPRを行っている。我が国の場合は一般消費者との窓口は保健所など地方行政の末端に限られており、直接制度を作ったところと個々の消費者との接点に乏しい。いや、中央行政(本省)と地方行政の末端窓口(保健所の栄養士など)との間は解説もない難解な法の通知1枚だけでお仕舞いということがあると聞いている。せめて、行政の現場が消費者に説明できるように法・制度を作った当事者や専門家の簡単な説明(書類、説明会等)が必要と考える。行政の現場の担当者がわからない(判り難い)ような食品表示なんて、表示ミスを取り締まるだけの制度にしか見えない。</p>
----	--------------------	--

98

表示は消費者の立場を考えてください。

最近、食品アレルギー予防のため「特定原材料の表示」が義務付けられました。これは食品アレルギーの方には事故を防止する上で非常に有効な表示です。

しかし、患者さんにとって、この表示は「あなたはこの食品は食べられませんよ！」という情報だけであって、「食べられるものは、XXXですよ！」という情報はありません。消費者のことを考えれば、「これは食べられないけど、こっちは食べても大丈夫です」という制度であるべきと思います。

実は、同じ厚生労働省の特別用途食品病者用食品に「アレルゲン除去食品」という特定の食品アレルギー患者さん向けの食品の表示に関する制度があります。しかし、今回の「特定原材料表示」の制度紹介はマスコミ等を通して広く行われていますが、残念ながら、この「アレルゲン除去食品」についてほとんど出てきません。

せめて、担当の厚生労働省が「特定原材料」の表示を説明する時、この「アレルゲン除去食品」があることも説明していただければ、患者さんも食べられる食品が紹介されて安心できるでしょう。本当は、「アレルゲン除去食品」の許可数が増える様業界への指導、消費者へのPRしていただければ、特別用途食品という食品の表示制度も生きてくるのですが、どうも忘れられているみたいです。

99

キリンビバ
レッジ(株)品質保証部 東京都千代田区

(別紙40)

100

イズヤパン株式会社 北海道帯広市

(別紙41)

101

株式会社札幌パリ 札幌市白石区

(別紙42)

102	明治乳業株式会社技術部 東京都江東区	<p>1.『2 食品の表示制度の目的』 【意見】 アレルギー物質表示に於いては、法律施行後に、表示検討会を開催して、その表示方法、分析方法等を検討しているが、今回の表示制度に関しては、同様の検討会を設置し検討の上、法令の制定に至る手順を踏んで頂きたい。 又、アレルギー物質表示に於いては、使用できる用語、文章を規定しており、それに合わせて表示方法を統一してきた経緯がある。できれば、リスト(ポジティブもしくはネガティブ)を示してもらえば、表現の統一が図れるものと考える。</p> <p>2.『4 表示事項の見直し (2)任意表示』 【意見】 任意表示に関しては、国際機関(コーデックス、WTO等)に於いても、議論がなされているところであり、それらとの整合性を図りながら、検討会で検討して頂きたい。 又、原料の原産地表示については、加工食品に適用することは無理があると考える。牛乳を例にとっても、年間を通じて生産量、生産地域が変化するなかで、原产地表示をすることは不可能である。加工食品に関して、原料の原産地表示は不可能であることから、表示には反対するものである。</p> <p>3.『4 表示事項の見直し (4)その他』 【意見】 製造年月日表示には反対するものである。平成9年4月より期限表示制度になった経緯は、製造年月日表示が食品衛生法の期待する本来の機能を果たしているか、種々検討されたうえで、期限表示制度に移行したものである。 品質保持期限は、製造方法、衛生条件により、今後とも更なる延長が図れるものであり、それが最終的には食品の廃棄ロスの低減にもつながるものと考えている。 消費者の商品選択に役立つものとしての議論からしても、何ら期限表示が製造日表示に劣るものではないと考える。 又、国際規格との整合性は現在でも最も重要な判断基準である。</p> <p>品質保持期限は、製造方法、衛生条件により、今後とも更なる延長が図れるものであり、それが最終的には食品の廃棄ロスの低減にもつながるものと考えている。 消費者の商品選択に役立つものとしての議論からしても、何ら期限表示が製造日表示に劣るものではないと考える。又、国際規格との整合性は現在でも最も重要な判断基準である。以上</p>
-----	--------------------	--

103 カンロ株式会社品質保証部	<p>(意見・要望) 本文5頁の下3行目から次頁上2行の削除を要望します。</p> <p>(理由) この程、新JASで「賞味期限」表示に統一されて表示が義務付けられましたが、今のところ一般消費者や流通などから「製造年月日」表示の要望や問い合わせなどはありません。かえって統一された事により消費者に理解し易く判り易いものと思います。</p> <p>お客様相談室担当から「消費者からの問い合わせの中で菓子のような賞味期間が1年に及ぶ製品でも「製造年月日」を表示してあれば製造日の少しでも新しい製品を選択する」ということがあるそうです。これは過剰に鮮度への関心をある結果につながる懸念があります。</p> <p>品質保持期限」及び「賞味期限」の用語の統一について</p> <p>(意見) 「賞味期限」に統一すべきである。</p> <p>(理由) 菓子はJASで「品質保持期限」表示が義務付けられる以前から長年に渡り、当社もそうであるが、殆どの企業が自主 表示として「賞味期限」の字句を使用してきた経緯があります。従って「賞味期限」の字句の方が消費者に浸透していく馴染んでいる事は事実です。</p> <p>一方「品質保持期限」という字句は消費者には少しでも期限を超えた製品の品質は「消費期限」と同様なイメージが生じ、健康を著しく損なうとの印象を受ける懸念がある。実際に「賞味期限」という字句ですらそのように感じている一部の消費者がいます。</p>
------------------	---

104	神奈川県大和市 女主婦	<p>食品の表示制度の3つの目的は、賛成です。 表示を付けることで、事業者の責任と表示担当省庁の責任もそれには、含まれるものと考えます。</p> <p>その目的を生かす制度、中身(表示項目)等を考えることとすれば、関係者の当面の煩雑さ大変さ(利害も含め)はあると思いますが、目的に沿ったより良いものになるのではと思います。</p> <p>事業者や担当省庁の実情に合わせてを前面に持ってくると、せっかくの検討の機会を生かしきらずに終わると懸念します。</p> <p>実際に進めていく中では、行政間のすりあわせ等必要だと思いますが、期限をいつまでにとなるべく短期に区切り、横断的に発足される食品安全に関する委員会と合わせる形で、表示に関する統一担当の立ち上げまでをも視野に入れた動き作りにしていただきたいと希望します。</p> <p>今まで通り、内容により専門知識を有するそれそれがやはり担当としたのでは、連携が大切という言葉を使ったとしても、現状と変わらなくなる可能性が高いと思います。</p> <p>目的を念頭に、用語の統一、担当組織の統一を視野に制度、組織、法律の見直しをしていけば、良いと考えます。</p> <p>懇談会で提言していくのですから、さまざまな事情はあっても、目指すものを提言して欲しいと思います。</p> <p>個々の中身について、具体的に出ていることで思ったことを上げておきます。</p> <p>表示項目の見直しで、国際的な基準との整合性の考慮とありますが、その場合も、国民・消費者の商品選択、衛生上の事故・危害の防止、正確な表示(事業者、監督者の責任を伴う)という目的に沿って考えることが第1という事が大前提です。</p> <p>国際貿易の都合上という事で、本来の目的からずれた表示内容にしてはならないということです。</p>
-----	-------------	--

消費者の選択からいえば、これまでに検討されたいきさつはあったにしても、製造年月日はぜひ入れていただきたい。

どうして、製造日から中身の保証期限までにこれだけの期間があるかをきちんと消費者が納得して購入できるようにすべきと考えます。

バーコード、マークは、売る側にとっては、生かされ、利用が高いかと思いますが、現在あるマークだけでも、ほとんど区別し切れていないのですから、マークだけに頼るのは、消費者に分かりやすいものとは言えません。

トレーサビリティについては、活用すべきという意見に賛成です。

きちんと目的に沿った表示であれば、シンプルな分かりやすい表示となり、情報提供にも、それほど労力、経費をかけずにすむと思います。

相談窓口の一元化については、分かりやすく、たらい回しにされないあり方として賛成です。

内部告発者の保護も、表示に関した部分でも、一言触れると良いと思います。

統括的に明確に打ち出すべき部署があるでしょうが、個々でも取り上げていくことが、責任を伴った表示の取り組みとなると思われます。

105	京都市右京区 男 61 会社員	<p>1. 賞味期限等の期限表示が消費者に浸透して来た現時点で、新たに製造年月日表示が併記されると、消費者は賞味期限と製造年月日の2点で判断することとなる。消費者は一般的に無条件で製造年月日の新しいものを選択するので、賞味期限のまだあるものが売れなくなり、回収・返品・廃棄等が発生する可能性が大となる。 これは有用資源の無駄であるほか、流通の日付縛りが更に加速する懸念が多分にある。</p> <p>2. 国際規格とのハーモナイゼーションがとれない。輸入品に製造年月日の記載を要求し、記載を実施して行くことはすることは、国情の違いやGATTの関連もあり、徹底がきわめて困難である。 ここで、国産品のみ併記表示することとなれば、輸入品との整合性がなくなり、消費者の混乱を招くほか、国産品が不当に不利な扱いを受けることとなる。</p> <p>3. 賞味期限表示・製造年月日、それに販売・トレーサビリティー用のロット識別を書き込むこととなり、そのためのスペースが取れない場合が発生する。また、無理して表示しても、果たして本来の目的である識別のための判読が可能であるのか、現時点では不明確である。 すなわち、表示すべき事項が多くなっている昨今、消費者が製造年月日を正確に読み取れる適切な大きさに表示することが難しい。特に、小さな容器ではコンベアライン上で識別可能な印字が難しいのではないかと懸念する。(仮に印字が出来たとしても、そのための印字設備と確認検査装置に設備投資と維持管理費用を要し、企業経営を圧迫する。)</p>
-----	--------------------	--

106	東京都新宿区 女性食品栄養衛生相談室	<p>今回の農水省と厚生省が協力して作成したこの中間とりまとめが、今後の食に対する消費者の不安を取り除く第1歩になると考えます。つまり、これまでのように各省庁がその範囲でそれぞれの法律を制定し、監視していくのでは、現在の複雑な食環境に対しては対応できないということです。現代社会においては、輸入食品が多くを占め、またその種類も多様化し、サプリメントやダイエット食品、健康食品など、食品と認識される範囲はかなり広くなっています。</p> <p>そのような状況では、もはや、厚生省、農水省と範囲を分けることそのものが、消費者や事業者の混乱を招くことになります。まず、「生活者にとってわかりやすい表示」を第一に考えるべきで、そのためにも表示制度にまつわる法律をひとつにする必要がある、と考えます。</p> <p>また、「わかりやすい表示」とは、ただ単に詳しく表示される、というものではありません。食品自体には簡潔かつ明確に記載しても、事業者は、消費者に求められればすぐにその商品の原材料の履歴から加工業者、店頭までを示されるようにしておく必要があると考えます。表示違反の監視の意味においても、事件があったときのすばやいリコールのためにも、消費者の信頼の回復においても、食品の流れを明確にすることは不可欠であります。そのようなことも、表示の法律と共に制定していただきたい、と考えます。</p> <p>また消費者教育も平行して行なうべきだと考えます。あらゆる情報を開示しても、法律を整えても、消費者にそれを読み取る力がなければ意味がありません。私たちは、消費者の食に対する不安や不信を取り除くためには、消費者教育と、各業界のリスクコミュニケーションが必要と考えて、今年度より消費者のための研究者による講演会を開催しております。</p> <p>実践女子大学名誉教授の宮澤文雄を代表とし、食品衛生を中心とした研究者の協力を得て、これまでいろいろな話題を取り上げてまいりました。東京都においては、消費者による不正表示のチェックのため、消費生活調査員のボランティアを500人養成したとのことも耳にいたしますが、私たちのような活動をしているNGO,NPOを支援するような体制も整えていただき、消費者の声が行政に届き、行政の施策も消費者に届きやすいよう、ご活用いただければと思います。環境分野においては、パートナーシップと言う言葉がよく使われてますが、食品分野においてもそれが必要な時期に来ている、と考えます。</p>
107	(個人) 香川県	(別紙43)

108	東京都日野市 女 52 市非常勤職員	<7.組織・法律の見直し>について ・組織についてはかねてより縦割り行政の弊害が言われて來たことを踏まえ、抜本的な改革を行うべきである。食品の安全性の確保を目的とした組織は、厚生労働省および農林水産省から独立したものとし、「食品安全庁」のようなものを新たに立ち上げるのが望ましい。 ・法律については、ア)案に賛成。上記食品安全庁の所管としてほしい。 (これらの改革には長期間を要するものと思われるが、拙速を避け、真に消費者の利益を考慮した見直しをお願いしたい。)
109	福岡市南区 男	製造年月日表示の復活に反対します。 理由: 1)品質保持期限表示と製造年月日表示について二重表示となり,お客様を混乱させる。 2)製造年月日表示では、お客様自身が保管期間の目安を決める結果をまねき、お客様を混乱させる。 3)製造年月日表示では、また製造年月日競争に陥り日遅れ品が廃棄されるなど、資源の無駄使いが生じる。 4)品質保持期限が定着してきている中で、また製造年月日を導入するのは、時代の逆行のそしりを受ける。
110	愛媛県松山市 女 52 ピアノ講師	(別紙44)
111	全大阪消費者団体連絡会 大阪市中央区	(別紙45)

112	宮城県食品 の安全行政 をすすめる懇 談会 仙台市	(別紙46)
113	静岡県藤枝 市 男 30 会社員	同じ漁場であっても、さまざまな国籍の船により同一の魚種を漁獲することが多い為、仮に船国籍で原産地を代 行しても真の原産地とはいえない。
114	静岡県浜松 市 男 47 会社員	水産物は移動するものが多い為、原産地を特定することは困難だと思われる。

115	静岡県焼津市 女 21 会社員	水産物は移動するものが多い為、原産地を特定することは困難だと思われる。
116	敷島製パン 株式会社 名 古屋市東区	(別紙47)
117	千葉市稻毛 区 男 61 会社役員	(別紙48)
118	東京都荒川 区 男 52 会社員	(別紙49)

119	特定非営利法人食品保健科学情報交流協議会専務理事	(別紙50)
120	静岡県清水市 女 34 会社員	<p>私自身が食品関係の仕事をしているため、最近の内部告発等により次々に発覚する偽装表示や、違法添加物や農薬に関した各社の社告を見て、食品の心配よりもむしろ日本経済の方を心配してしまいます。食品業界の風当たりが非常に冷たく、各回収騒ぎが起こるたびに、いろんなところからの問い合わせ等に振り回され、法律がちょこちょこ変わるたびに、表示変更に関わる莫大な費用が生じています。食品会社は中小企業が殆どで、1回の回収報道で潰れることも考えられ、不景気に拍車をかけているように見えます。</p> <p>日本人はどうも体に悪いかもしないとちょっとした報道にも踊らされ、正確な情報が得られないまま、この食品はダメ、この国の物はすべてダメを勝手な思い込みをし易いと思います。日本人の食に関する教育も今後は重要なになってくると思います、日本は自給率が低いのだから、食べるものが無くなってしまうと思う。</p> <p>食品の表示に関しては、複数の法律に規定されていることが分かり難くしている最大の原因と思う。法律の整備が急務だと思います。</p>
121	(個人) 静岡県	表示制度については、国として、「このようになっている」とか「こうなりました」というように、テレビ・新聞等メディアを使いひろく一般消費者に詳細を伝える必要があると考えます。食費に対する消費者の不信は、国の管理監督機関の説明不足によるところが大きいと思います。食品全般の安全に関して、「どういうものが安全なのか」あるいは「どういうものが安全でないのか」しっかりと解るようにしていただきたいし、説明して頂きたい。

122	井村屋製菓 株式会社 三 重県津市	<p>私もメーカーの表示確認担当者として、法に触れない正しい表示でお客様によく分かっていただけるように、絶えず注意を払っていますが、正直言って今の表示に関する法規は確認したいところを見つけるのに時間がかかるし、見つけてもこう言う場合はどのように解釈すれば良いのか、読んでもなかなか理解しづらい面が多く、都度関係行政の方にお聞きしながらやらせてもらっている状態です。</p> <p>そう言うことから、もっと理解しやすい、誰もが間違った解釈をしないような表現と解説が有ると有難いと思います。</p> <p>何かを調べたい場合別表どこどこ記載だけでなく、食品衛生法施行規則第何条「何ページ記載」とそのページを開けばそれが出てくると見やすいと思います。関連した内容については例えば乳等省令で言うアイスクリーム、アイスマilk、ラクトアイス等の微生物基準は書いてあっても、同じアイス関係の氷菓についてはまったく別の所に記載されているなど。関連したものは一緒に記載した上でこれは乳等省令によるものこちらは食品、添加物の規格基準の中の氷菓の成分規格によるものと注釈が有れば分かりやすいと思います。</p> <p>従いまして各表示制度について一覧できるパンフレット、具体的な事例を豊富に盛り込んだ分かりやすいQ & Aの作成や、表示制度に関する説明会の開催等積極的に行って行くことが必要と考えられることは大変良いことだと思います。</p> <p>少しでも多くのQ & Aに載せる内容を各企業からつのりそれらを全て記載してもらえれば特殊な場合どうすれば良いかが分かり大変役にたつ表示マニュアルが出来ると思います。要は多くの法律で決められているのを何か1つの法律(食品表示に関する法律)でまとめて頂きたい。その際法律はこうだが、各自治体の条例では違反になると言うことの無い様その当たりまで配慮して作成して頂ければ幸いです。</p>
123	千葉県市川 市 女 33 製造業	<ul style="list-style-type: none"> ・単に相談窓口を一元化するだけでなく、まずは表示関係省庁間の協議システムを作ることが必要なのではないでしょうか。 ・悪質な表示が公表されるのは当然ですが、悪質と判断するまでの十分な調査の実施や、事業者側の言い分をきちんと聞くなど、公平な立場を厳守して欲しいと思います。 ・トレーサビリティを活用することですが、加工食品の場合は、非常に煩雑でありコストが上がることが予想されます。それが価格に反映されたり品質の低下につながるのであれば、それは消費者の望むところではないと思います。 ・行政の視点ではなく、消費者視点での改革を望みます。表示項目が増えるほど表示は見難くなり、高齢者等に不親切です。また、パッケージの美しさを楽しむこともできなくなってしまいます。シンプルな表示という考え方有必要だと思います。

124	全国菓子工業組合連合会 東京都港区	<p>1. 中間取りまとめ 4 表示項目の見直し(1)義務表示に関し 4ページ上4行目から9行目の記述で、具体的な表示項目については今後更に別の場で具体的検討を行っていくことが必要であると述べられています。 今回の懇談会では、表示に関わる実際の当事者である食品製造業界の代表者が1名にしか過ぎません。十分な意見を述べるにはやはり複数名の委員の参加が望まれるところでした。 今後設けられる具体的検討の場では、食品業界の多様な意見が十分反映されうるような委員構成を考えいただきなくよろしくお願ひします</p> <p>2. 中間取りまとめ 4 表示項目の見直し(4)その他に関し 5ページ下3行目から6ページ上2行目の記述で、製造年月日に関し、賛否両論の意見があったと述べられています。 もとより、公開の席上での意見交換があったことを否定するつもりはありませんが、この問題に関しては国際的な基準との整合性を踏まえ、製造・流通・消費の実態に即し厚生・農水両省から必要なしとの趣旨の通達が出されている経緯があり、今後改めて議論すべき問題ではないと考えます。</p> <p>3. 中間取りまとめ 5 情報提供等に関し 6ページ全体にわたるこの項では、各表示制度の一覧パンフレットの作成や、相談窓口の一元化が述べられています。 このこと自体は従来各施策毎に省や部局ごとに縦割りになっていたことに比べ、一步前進するものではありますか、単に各施策が一ヶ所に纏められ、並べられているということでは、消費者、製造者とも一つ一つの施策から表示事項を探していくかねばならない手間はこれまでと変わらないことになります。そういうことのないよう、総合的な説明がなされるような配慮をお願いします。</p> <p>要すれば、制度から表示を説明するのではなく、具体的な表示を先において、その事項についてこの制度ではこういうことが必要、この制度ではこういうことが望まれているという形での分かりやすい説明を併せて提供されるようお願いします。</p> <p>4. 中間取りまとめ 7 組織・法律の見直し (2)法律に関し 本懇談会において法律改正の方向性が明らかにされることを期待されていたところ 9ページ16行目以下、各表示制度の整合性を図るために更に関係府省に検討を求めているとの記述にとどまったのは非常に残念なところです。</p> <p>関係各府省においては、更に真剣な検討を期待いたします。</p>
-----	-------------------	--

125	千葉県習志野市 男 44 会社員	<p>1.はじめに 食品衛生法、JAS法、景表法との連携を取ることですが、輸入品に関しては原産国表示等の問題があるため関税法との調整をお願いしたい。</p> <p>4.表示項目の見直し 商品選択上の表示については最大多数という視点からの優先順位づけが必要。衛生上の危害防止の表示とは根本的に異なることを明確にすべきである。 製造年月日を任意制度として安易に認めるすることは現在の食品流通の実態から期限表示への転換に逆行しかねない。安易に認めるべきではない。</p> <p>5.情報提供 メールによる問合わせも可能にして欲しい。</p> <p>7.組織・法律の見直し 食品の表示については、本懇談会で議論されているように、食品衛生法、JAS法等の各制度のもと、各府省が互いに連携をせず、それぞれの立場で表示制度を構築・運用しており、これにより、生産者及び消費者にとって非常に解り難い現行の体制となっている。</p> <p>8.おわりに 品質保持期限及び賞味期限の用語の統一等、直ぐに対応が可能で、且つ、直接的に消費者の商品選択に関わらないものについては、省庁間で連携し、即断的に決定すべきと思われる。</p>
-----	---------------------	---

126	千葉県船橋市 男 36 食品製造	<p>1. 現状の表示制度は、各府庁が連携を取らず、それぞれの立場で表示に関する法律・制度を構築・運用してきた結果である。これを解消するためには抜本的な組織及び法規制の改革が必要不可欠であり、現行の枠組みの中での改革等での対応には無理があると考える。</p> <p>2. 現在、各自治体が条例等で独自の表示ルールを制定している場合があり、結果として表示の体系をさらに複雑にしているのが現状である。各地の特産物等、ごく一部の地域性の高い食品については地方独自の基準が必要な場合もあるが、原則として表示ルールは全国レベルで統一とすべきと考える。</p> <p>3. 法律間で用語の統一が図られていない場合があり（“加工食品”の定義等）、今後は異なる法律であっても、基本的な用語の統一化が必要であると考える。</p> <p>4. JAS法の個別基準は整理されているものもある反面（缶詰類）、細分化されている例もあり（冷凍食品等）、一貫性が感じられない。また、個別基準を設定することは、以下の点で問題があり、個別基準は整理・統合が望ましい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品質表示基準の定義通りに解釈すると逆に生活者に混乱を招く恐れがある（例：「えび天ぷら」がJASの定義により「えびフライ」に該当するのは一般常識的に理解できない）。 ・商品の多様化に対応するための商品開発の妨げともなる。 <p>5. 人体に重大な危害が伴う違反、繰り返しの違反等、悪質で改善が認められない場合の公表は当然必要であるが、事業者側から反論の機会も与えられず、事実関係の十分な調査も行わずに、単に違反事例のみを公表することは、逆に生活者に不安感を煽ることとなり問題である。</p> <p>6. 生鮮食品はともかくとして、数多くの原材料を使用する加工食品のトレーサビリティを確保することは、実際には非常に困難であるのが現状である。このため、食品の種別によっては、食料資源確保及び経済性の観点も考慮が必要であると考える。</p>
-----	---------------------	--

127	東京都目黒区 男 40 食品流通	<p>「食品の表示制度に関する懇談会中間取りまとめ」についての意見 　現行の食品の表示制度の問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> · 表示に関しては、法律に加え各地方自治体ごとに条例やガイドラインを決めている場合があるが、一部の地域性の高いもの以外は、全国共通にすべきと考えます。 <p>表示項目の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> · 表示以外でも食品に関して食品添加物等他の項目について国際的な基準との整合性を取るべきであると考えます。 · JAS法の個別品目の品質表示基準は、商品が多様化しているためにその商品がどの定義に合致するか判断しづらいものが多く、混乱する原因となっている。個別品目の品質表示基準は現状の食品事情を加味し整理・統合が必要と考えます。 <p>情報提供等</p> <ul style="list-style-type: none"> · 上記のように条例等による地域差を排除し、一元的に管理・対応できる窓口の設置が望まれる。 <p>組織・法律の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> · 各省庁ごとにそれぞれの立場で表示制度を立案・運用しており、非常に分かりづらく、場合によっては矛盾がある。問題解決のためには組織の改革、法律の改正が必要であり、現状の体制のままでの改革、改正では本質的には解決にはならないと考えます。 <p>終わりに</p> <ul style="list-style-type: none"> · 現在複数の原材料を組み合わせて生産させている加工食品については、安定生産し一定の価格で品質を維持するために原材料の産地表示は困難な現状にありその状況を考慮していただきたい。
-----	---------------------	---